

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和元年12月16日(月)午後1時 議会委員会室

出席委員(8名)

(委員長) 安 田 篤 (副委員長) 安 達 卓 是
岡 村 英 治 奥 岩 浩 基 土 光 均 三 嶋 秀 文
矢田貝 香 織 渡 辺 穰 爾

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【市民生活部】朝妻部長

[市民課] 森課長 小野川証明担当課長補佐
[生活年金課] 的早課長 高森課長補佐兼年金医療担当課長補佐
[保険課] 佐小田課長 池口課長補佐兼保険総務担当課長補佐 永野健康推進室長
[市民税課] 安田課長
[固定資産税課] 宮松課長
[収税課] 影岡課長
[環境政策課] 山川課長補佐兼環境計画担当課長補佐 大峰環境保全担当課長補佐
島中担当課長補佐 宮脇環境保全担当係長
[クリーン推進課] 田子課長 山内課長補佐兼施設管理担当課長補佐
古橋生活環境担当課長補佐 池口廃棄物対策担当課長補佐
片山生活環境担当係長

【福祉保健部】景山部長

[福祉政策課] 大橋次長兼福祉政策課長 中本課長補佐兼地域福祉推進室長
宇山企画担当課長補佐 山崎担当課長補佐
[福祉課] 橋尾課長
[障がい者支援課] 仲田課長
[長寿社会課] 塚田課長 足立課長補佐兼介護給付担当課長補佐
堀口介護保険料担当課長補佐
[健康対策課] 清水課長

【こども未来局】湯澤局長

[こども相談課] 松浦課長 白鳥家庭児童相談室長 足立総合相談担当課長補佐
[子育て支援課] 池口課長 松原課長補佐兼子育て政策担当課長補佐
茅野課長補佐兼児童青少年担当課長補佐
吉岡子育て政策担当係長 赤井子育て政策担当係長

出席した事務局職員

先灘局長 安東主任

傍 聴 者

石橋議員 稲田議員 今城議員 遠藤議員 門協議員 国頭議員 田村議員

戸田議員 又野議員

報道関係者 3人 一般 9人

審査事件及び結果

- 議案第 9 3 号 米子市児童文化センター条例の一部を改正する条例の制定について米子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 9 4 号 米子市なかよし学級条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 9 5 号 米子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 陳情第 5 4 号 市長が法的責任を果たし、市税を無駄遣いしないよう求める陳情 [不採択]
- 陳情第 5 5 号 淀江産業廃棄物最終処分場について、米子市が米子市としての責務を継続して果たすことを求める陳情 [不採択]
- 陳情第 5 7 号 吉谷昭彦鳥取大学名誉教授の見解をきちんと聞くよう県及び環境管理事業センターに要請することを求める陳情 [不採択]

報告案件

- ・令和元年度ヌカカ対策事業の実施状況について [市民生活部]
- ・米子市災害廃棄物処理計画（案）の策定について [市民生活部]
- ・米子市地域“つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）の素案について [福祉保健部]
- ・米子市手話言語条例に基づく施策推進方針の策定について [福祉保健部]
- ・令和元年 10 月 1 日現在の保育所入所待機児童数について [福祉保健部]
- ・第 2 期米子市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施について [福祉保健部]

~~~~~

### 午後 1 時 00 分 開会

○安田委員長 ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、11日の本会議で当委員会に付託されました議案3件、陳情3件について審査をいたします。

初めに、陳情第54号、市長が公的責任を果たし、市税を無駄遣いしないよう求める陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体、住民目線の会・よなごの福嶋浩彦様に出席をいただいております。

早速説明をいただきたいと思いますので、説明はわかりやすく簡潔にお願いをいたします。それでは、福嶋様、お願いいたします。

○福嶋氏（参考人） 住民目線の会・よなごの福嶋と申します。どうぞよろしくお願いたします。

産廃処分場の問題、安全性論争みたいな形で、ずっとそれが中心で議論されてきたと思いますが、私たちは少し違った観点から要望をしております。もう読んでいただければ基本的なことはわかっていると思うんですが、今の淀江の産廃予定地になっているところは本来は米子を含めた西部広域の一般廃棄物処分場の増設の大切な候補地だというふうに私たちは思っています。それをほかに増設用地が確保されないまま、もう産廃の予定地として渡してしまうということはぜひやめていただきたいという趣旨です。

もう議員の皆さんに説明するまでもないのですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で一般廃棄物の処分は市町村になっています。もちろん市町村が単独でやるということに限らず西部広域のように広域で共同してやるということはあるんですが、市町村の責務です。それから産業廃棄物の処分は、事業者の責任です。これは法律で明確に定めています。行政としては県が産廃を所管をしていますけれども、そういう仕組みになっているわけで、米子市として、あるいは米子市長として、まず法的な責任をきちんと果たす必要があるのではないかと。つまり一般廃棄物のもうあと7年、4,000万毎年かけて延命してもプラス6年でいっぱいになることがわかっているのですから、増設予定地をまずきちっと確保するのが最初の市長の責任ではないかというふうに思っています。

それ以外のところにこれから新たに確保するとすると、土地の取得費用だとか建設費以外にも、場所どっかわかりませんからきちんとした数字はわからないにしても周辺対策費あるいは道路整備費とかいろいろかかってくるのではないかと。結局それは税金を使うことになるので、税金は大切に使ってほしいということです。

重要な説明として申し上げておかないといけないのは、淀江町のあの産廃予定地はそもそも一般廃棄物の増設予定地としては決定されていないし、決定されていないだけではなくて、あそこを一廃の処分場として使うことはほぼあり得なくて、もう最初から候補地ではないんだと。だから候補地じゃないのに候補地を産廃のほうに譲るなど言うのはおかしいという言い方をどうも市のほうではされているようです。

ただ、これは私たちは明らかに事実と違うと思います。実は2017年の7月31日に市長とお会いをしました。そのときにも今のような要望を申し上げて市長と懇談をしましたが、そのときはあそこは一廃の処分場の大切な候補地だという前提でお互いにお話をしました。市長も率直に言ってなかなかお答え困っておられたようですが、市長はそのときまだ就任したばかりなので、前の事情を余り御存じないということはあるかもしれませんが、当然担当者が同席していますから、市長が困っていたら、もし私たちが事実誤認で要望したら、それは違いますよってそのとき担当者がお話しされるはずですが、全くそんなことはなしで、あそこは候補地としてお話をしました。

それからそもそもあそこが昔から候補地じゃないのならもっと早く、じゃ、どこにするかという議論はされていたはずですが、ここに来て本格的な別の場所についての検討もまず基本的なところから始まったようです。繰り返すと、もともと候補地じゃないならもっと早く、この議論はずっと前にされていたはずではないかなと思います。

それからこれは資料でお配りしていますが、2012年の2月24日の西部広域の議会だと思いますが、副管理者、当時の角副市長ですね、米子市の角副市長がこう発言されて

います。平成17年以前に、いわゆる第3処分場候補地ですね、産廃の候補地が、一般廃棄物の埋立地として活用するというようなお話は、あったというふうに認識しています。ですけれども、正式に決める前、方針決定する前に、民間事業者さんなり、環境管理事業センターなりのほうが、先行的に産廃施設として活用するという対応をされたということでございますって明確に答えていらっしゃるんですね。つまりあそこは、一廃に使うということを検討してました。だけど、産廃が出た、産廃の話が出てきたんですというふうにお答えを明確にされているので、もともと候補地ではないということではないと思います。

そして最後ですけれども、もともと候補地、あそこに決まる可能性はほぼないんだという根拠として、県の指導で直営でやるようにというふうに言われていたからというふうに市のほうではお話しされているようです。

ただ、それ実際に県が直営でという指導をしたのは地方分権一括法ができるずっと前の話で、今はもう地方分権一括法ができてから県が何か市に指示するという関係ではないはずで、県が改めて2019年、ことしですね、10月3日に見解を示されていますが、県の循環型社会推進課からの文書ですけれども、申請者のいかににかかわらず法律に定める許可の基準等に適合していると認めるときは許可します。民間でも許可しますよということをお県が改めて明確に言われています。一般廃棄物の処理は市町村等の自治事務であることから、許可基準に適合していると認めるときには許可をします、民間でも許可をしますというふうに県も改めて示されています。

ですから、以上4点ぐらい申し上げましたけども、もともとあそこは一廃の増設地だったことはないんだ、候補地ではそもそもないんだ、なかったんだというのは明らかに事実と違ってきます。こういう特に廃棄物の処分の問題などは市民との信頼関係が大切だと思うんですね。明らかにあったことをなかったというふうに強弁して何か強引に進めてしまうのは、市民との信頼関係をつくるのに最も問題を生じさせるのではないかと。こういう問題こそちゃんと市民と誠実に事実に基づいて話す必要があると思うんですね。

ですから私たちは、もう一度そういった事実を踏まえて、淀江の産廃の予定地は米子を含む西部広域の一般廃棄物処分場の大切な候補地だ、予定地として正式に決めたわけではないけど、大切な候補地だということ、もう一回そこに立ち返っていただいて、市長が産廃に譲るというふうに表示されたようですが、それを撤回していただけたらと思っております。以上です。

**○安田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対しての質疑はありますか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** いや、参考人でなくても聞いてもいいですか。

**○安田委員長** いや、参考人の。

**○渡辺委員** 参考人ですか。

**○安田委員長** ええ。いいですか。

**○渡辺委員** いや。

**○安田委員長** なかったらなかったでいいです。

**○渡辺委員** 参考人にはないです。

**○安田委員長** ないですか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 ないようですので、参考人に対する質疑を終結をいたします。

ありがとうございました。傍聴席にお戻りください。

次に、本陳情の賛同議員であります土光委員、又野議員及び国頭議員から説明を求めます。

初めに、土光委員。

○土光委員 陳情の内容は、先ほど福嶋さんから説明がありましたので、そのとおりということで、私として強調したいのは、産廃処分場とか一般処分場つくるときにやはり過去の経緯とか事実を踏まえた上でオープンに議論をしないといけないと思います。この件でいえば今陳述にもありましたけど、今の産廃予定地が一廃の予定地の候補地でさえなかったという前提で、だからそれに関してどちらを選択したらよりよいのか、そういった議論がなされないままもう土地の提供という決定をされたというのは私はやはり大きな問題だと思いますので、そういった意味でこの陳情に賛同して、採択をしていただきたいと思います。

○安田委員長 わかりました。

次に、又野議員。

○又野議員 日本共産党米子市議団の又野です。陳情第54号の賛同理由を述べたいと思います。

重なる部分がありますので、短目に話をしたいと思います。現在の一般廃棄物処分場は、この陳情にもありますけれども、近いうちに満杯になってしまうということです。そして産業廃棄物最終処分場予定地と今なっているところですね、この一般廃棄物処分場と隣接して、皆さん御存じだと思いますけど、土地が続いているところであり、もともと今の一般廃棄物処分場の埋め立て業者はそこも一般廃棄物処分場として計画されていたということです。米子市は、西部広域はその場所を正式には一般廃棄物処分場の計画にはなっていないと言っておられますけれども、業者のほうが一廃処分場として計画していたのは、さまざまな書類、開発協定の変更計画書とか、その業者の一般廃棄物処分場のパンフを見ても明らかに3期計画と書いてあるのを見れば明らかであります。今その場所を産廃処分場という計画にかえようとしていますけれども、産廃処分場に対しては地元住民の反対もあり、一般廃棄物処分場も近いうちに満杯であるのであれば米子市としてはその今の当該土地について産廃処分場ではなく、一般廃棄物処分場で使う、そういう方向で話を進めるべきであると考えますので、この陳情は採択すべきであると考えます。以上です。

○安田委員長 次に、国頭議員。

○国頭議員 私も陳述者の福嶋さん、また土光さんも言われましたけれども、一廃の最終処分場であったであろうところに民間の環境プラントさんが来て、確定はしてないまでもずっと続いている状況であります。米子市がそのために西部広域と一緒に一廃一般廃棄物を今違うところに、あれは何十億でしょうか、を使ってこれからつくるといふ話でありますけれども、やっぱり西部広域は米子市がほぼお金を出しとるところであります。その米子市の税金をそっちに使うべきでは普通はないと。それはやはり陳情で言われてる無駄遣いになるのではないかと、そう思います。

そういう観点から、米子市は提供すると言いましたけれども、やっぱりそこはよく考えて

いくべきだと思っておりますので、賛同したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○安田委員長 賛同議員による説明は終わりました。

次に、委員の皆さんから質疑ございますか。

渡辺委員。

○渡辺委員 私がお聞きしたいのは、先ほど福嶋さんの、下がられましたけど、お話を2017年7月31日面談記録がついてんですよね。これ副市長も同席されたんですか。先ほどはもう私が二の句押すこともなく、福嶋代表はああいう雰囲気にとられたというお話をされたんですけど、何か話をされることがありますか。

○安田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 まず、2017年の7月31日の面談に私は同席したかどうということですが、私は同席いたしておりません。ということでありますので、私も会議録等での内容については承知はしておりますけども、その場に私がいたわけではないということは申し上げておきます。それでよろしいでしょうか。

○渡辺委員 いいです。

○安田委員長 ほかにいいですか。

安達委員。

○安達委員 ちょっと関連する部分もあるんですが、この2017年7月31日のやりとりと言っていいでしょうか、当局はもう回答済みって言うておられると思うんですが、いわゆる今、陳情提案者は違う。そこのいきさつのところはもう少し解説はできんもんですか、当局にお聞きしたいんですが。どこがすれ違ってるのか。

○安田委員長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 陳情にありますとおり、まず一般廃棄物処分場の予定地、候補地であるかどうかというところがすれ違いがございます。当方は、そういった正式な計画がないのでないというところがございます。そのすれ違いがございます。そのため何度かのやりとりで同じような文書回答等をさせていただいたところがございます。

それから市町村の役目であるというふうにおっしゃっていただきますが、これにつきましては、西部広域行政管理組合として規約に基づき不燃物処理施設の設置及び管理運営に関することとごみ焼却施設の設置及び運営に関することが西部広域行政管理組合の共同処理する事務とされているところがございますので、そこに市が参画して一緒に協議をしているというところがございますので、責任は果たしていると当局は考えておりますし、陳情者の方についてはそうではないという御意見をいただいているところがございます。

○安田委員長 いいですか。

○安達委員 いいです。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 お聞きしたいのが、先ほど陳情者のほうから資料として出されたもんなんですけども、これは2012年2月24日の西部広域議会での会議録ということで、そこで言われてますのが産業廃棄物の処分場の予定地、これを先行的に確保できる立場にあったんじゃないですかという議員からの質問に対して、副管理者が、平成17年以前に、いわゆる第3処分場候補地ですね、産廃の候補地が、一般廃棄物の埋立地として活用するというようなお話は、あったというふうに認識してるという答えがあった上で、それを方針決

定する前にですね、民間事業者さんなり、環境管理事業センターなりの方が、先行的に産廃施設として活用するという対応されたということでございます、というふうに答えておられます。結局この副管理者の答弁というのは、普通に一般廃棄物の埋立地として活用するという話があったと。あったけども、民間事業者さんなり環境管理事業センターが先手挙げちゃって、産廃用地として手挙げちゃったんだよということを言ってるというふうにとれるんですけども、これは間違いありませんか。

○安田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 この件につきましてもたび重ねて議場でもお答えしてるとおりであります。この現在の淀江第2処分場を始めました平成4年当時だと思いますが、地元にもそういう意向があって、それを確認しているということではございます。したがって、議場でもこのことは本当にお答えしましたけども、そういう構想というか、意向が地元にあったということは、これは事実であります。

ただ、この議事録にも書いてありますとおり、あくまでも一般廃棄物の処分場を設置するのが西部広域行政管理組合、ここの権限でありますので、ここの一般廃棄物の処理計画に位置づけられて初めてその計画といいたいまいしょうか、予定地になるということだと思いますが、そこに位置づけられたことは一度もないと。かねてずっとここが予定地ではないかという御議論があったわけではあります。予定地として位置づけられたことがないということを重ねて申し上げてるところであります。以上でございます。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 ということは今言われたように、さっきここに書いてあるように、先に民間事業者さんなり環境管理事業センターが手挙げたから、もう一般廃棄物としてやることはできなくなったというふうに言われてることだと思っておりますけど、そういう事実には間違いはないでしょうか。

○安田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 当時、西部広域の角副管理者が西部広域の議会でそのようにお答えしたというのは、これ議事録のコピーでありますので、間違いはないと思います。

ただ、もう一つ申し上げなければならないのは、これも議場でたび重ねて申し上げておりますが、なぜ西部広域がこれをでは計画に位置づけなかったのかということでもあります。これは西部広域では一貫して直営で、いわゆる現在の第2処分場のような民間の施設を借りるのではなくて、みずからが設置する処分場を運営すべきということ、これ実は現在の第2処分場、その前の第1処分場に来たとき、この時点からあった話であります。もちろん県の指導もそうではありますが、そもそものあり方としてみずからの責任で処分する処分場を持つというのがあるべき姿だということで、ただそれが確保できないから今の体制にならざるを得ないということで第1処分場に来て、そして第2処分場にも移ったという経過がございます。西部広域では一貫して直営の処分場を求めていくという方針、これが大方針でありますので、この方針で検討されていたと。したがって、現在の第3期と呼ばれる地域を、地元のそういう御意向はあったということは事実ではありますが、西部広域として位置づけたということがないということでもあります。以上です。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 西部広域として正式にそういった位置づけをしたことはないということな

んですけども、既に御存じのように、こういったパンフレットなりでもちゃんと概念図に書いてありますし、そこには3期計画予定地というふうにして書いてあるわけですよ。

こういったことで、例えば、この間、11月に私ども一般廃棄物最終処分場の視察ということで現地を訪れたときに現地の環境プラントさんの事務所にもこういった概念図というのは壁面に大きく掲げてあって、3期計画予定地とそこにもはっきり書いてありました。それでそういうことで社長にお尋ねしまして、西部広域ではこういった計画予定地はないというふうに言っとられるんですけども、どうしてこういうふうに書いてあるんですかというふうにお聞きしましたら、当社としてはずっとそういうふうに予定地として考えてた。そうした考えは西部広域にもお伝えしてたというふうにお答えになっているわけですよ。そういった点で結局意向はない、西部広域としてはないという、3期というものはないということで、そういったことの考えというのはしっかりと環境プラントさんのほうにお伝えしてたのかどうなのかということだと思うんですけども、そういった点は事実経過としてはどうだったんでしょうか。

**○安田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 最後の辺が少し私自身わかりづらいところがありましたので、もし違ってたら御指摘いただければと思います。先ほどもお答えしたとおり、地元なり事業者のほうにそういう意向があったということはそうだろうと思います。

ただ、繰り返しになりますが、西部広域としては、あくまでも次の処分場は本来あるべき姿である直営、いわゆる自設の、みずからが運営するし、みずからが設置する処分場を目指すという大方針がございましたので、そういう御意向は聞いたとしても、それでは引き続き民間の処分場を使わせていただくということにならなかった、そういうことではないかなど、このように理解しております。以上です。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** そうした西部広域としての意向というものというのは、そしてもう3期はないですよということは、その民間事業者さんにきちんとお伝えはしてあったということなんでしょうか。

**○安田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** その場面なり記録が正確に手元にあるわけではございませんが、だからこそ産廃処分場のほうに活用されるということを民間事業者が構想された、変えられたと、このように理解しております。以上です。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 西部広域のそういった意向があるから、結局民間事業者さんは産廃のほうに切りかえられたということだと思うんですけども、それでしたらやはり西部広域なり米子市は別のところを探さなければならない。そしてそのためには労力も経費もかかるということについて、やはりしっかりと住民に説明責任を果たす必要は私はあると思うんですね。こうした状況だから、例えば一般廃棄物じゃなく、ここは産廃予定地が一般廃棄物の予定地じゃなくって、それから探すことになるんだということについて住民に知らせながらやはり協力を求めていくということというの、そういう姿勢というのは必要だと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

**○安田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** おっしゃるとおりだと思います。遅い早いという議論があるかとは思いますが、現在そういった考え方で西部広域行政管理組合において将来の一般廃棄物の処理のあり方検討会というものを設けて、そのことも含めて今検討し、その状況については西部広域の議会のほうに御報告してるということでもあります。以上です。

**○安田委員長** ほかに質疑ありますか。

土光委員。

**○土光委員** まず、今の岡村委員とのやりとりの中で一つ確認したいのですが、今の産廃計画はやりとりで民間事業者が切りかえた、民間事業者が決めたみたいなやりとりに私は聞こえたんですけど、事実としてそうなんですか。環境プラントがやりたいというふうに最初に言ったから検討された。話としては例えば県から打診があったとか、いわゆる話はあるんですけど、今は断定的に民間事業者があそこを産廃用地にしたいというふうに意向が、そちらから言い出したというふうに断定的に言いましたけど、事実としてそうなんですか。

**○安田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私は、そういうふうに断定的に申し上げたつもりありません。先ほど言った言葉をそのように理解されたのであれば、それは違います。私が申し上げたのは、もともと事業者なり地元一般廃棄物で使うという構想というか、意向があったということは事実でしょう。ただ、西部広域には西部広域の基本方針があって、それと折り合わないの、そういう意向があったとしても西部広域として、では、3期も一般廃棄物で使いましょうということにならなかったのではないかと、このように申し上げました。

そしてその結果として岡村委員のほうからそのことはきちんと伝えられたのかということがありましたので、はっきりいつ、何月何日どういう形で伝えられたという記録はないけども、それが伝わったからこそ民間事業者は当初の構想を変えられたのではないかと、このように申し上げたわけでありまして。その産業廃棄物処分場としての開発構想が誰が言い出して、誰が決めたものかということは私どもは存じ上げません。以上です。

**○安田委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから今のお話を整理すると、もともとは、環境プラントも地元の自治会も今、産廃計画用地、あそこは一廃処分場で使うという意向があった。実際それから環境プラント、西部広域も含めた、あそこは含めた合意書というの、これも議会で私、何度も示しましたけど、合意書、つまりどういう合意かという、いずれあそこは第3期として使いますという文章と地図の、だからそういう意向あったことは、これはもう明確な文書からはっきりしてます。

だから今の副市長のお話では、そういう意向があったけど、西部広域のほう例えば直営でしたい、いろんな理由であそこはそういう意向が事業者とか地元があるにしても西部広域としてはあそこは3期というか、新たな今使ってる以外の場所として一廃としては使わない、使う意思がないというふうに伝えて、それを受けて環境プラントは、じゃあ、産廃用地にしようということで手を挙げたというふうに聞こえたのですが、そう理解していいですか。

**○安田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 明らかに違うのは、今、土光委員がおっしゃった中に合意書があって、い

いわゆる3期地区と呼ばれる地域を一般廃棄物の最終処分場として使う合意というか、共通認識あったというような趣旨のことをおっしゃいましたが、これも議場でたび重ねて申し上げておりますが、そういう事実はございません。平成8年の確認書において……。

(発言する者あり)

**○安田委員長** 静かにしてください。

**○伊澤副市長** 4者、これは当時、淀江町と淀江町土地改良区と西部広域行政管理組合と環境プラント工業、この4者がそういう意向が地元にあるということを確認している事実はございますが、それについて、だから西部広域が一般廃棄物処分場として使うという意向を確認したものではありません。したがって、これも何度も議場でお答えしておりますけれども、西部広域としていわゆる3期地区と呼ばれる地域を一般廃棄物の処分場として正式に活用するという計画をしたという事実はございませんので、いわゆる予定地域という言い方をされますけれども、3期を一般廃棄物処分場として使う予定の地域であるという位置づけをした事実はございません。以上です。

**○安田委員長** 土光委員。

**○土光委員** その平成8年の4者の合意書、それから地図が添付される、ちょっと私、今手元にないので正確な文面言えませんが、意向を確認したというのは事実です。つまりそこで西部広域としてここを3期として使うと、決定ではない、意向を確認してるというのは、それは事実です。

西部広域が4者の中で印鑑を押して意向を確認したというのは、地元とか民間事業者であそこをいずれは3期地区として一般廃棄物にしたいという、そういった意向がある。西部広域は、その意向はわかりました。つまり意向を了解したわけですね。もし初めから西部広域は直営じゃないとだめ、いろんな理由であそこをはなから3期の、次期の一廃の候補地と考えていないんだったら、その意向を示された段階で西部広域としては何らかの、これは西部広域としてはそれはできませんという、そういった意思表示をするはずですよ。少なくとも決定ではないけど、西部広域はその意向を了解してるわけですよ。だからはなからあそこを一廃として使う候補地でなかったというのは、これは明らかに事実の改ざんだと思います。どうですか。

**○安田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 改ざんという言葉は断固否定いたします。改ざんというのは、明確な証拠があって使える言葉だと思います。土光委員は何をもって改ざんというふうにおっしゃってるかわかりませんが、改ざんという言葉は全く当たりません。我々は、事実を文書をもってお答えしています。

ちなみに文書には、そういう意向があるということを確認してる。この意向を確認したと。谷周辺が一体化するように計画を実行してほしいという要望が出され、出席者全員がこの意向を確認したということであって、了解したということはどこにも書かれておりません。そういう意向があるということは、先ほどからお答えしたとおり、そもそもこの事業の出発点からそういう話が、構想があったということは否定をいたしませんし、そのことを踏まえてさまざまな議論があったらというふうには思いますが、西部広域として、繰り返しになります、この一般廃棄物の処分場を設置できるのは西部広域行政管理組合だけなんです。その西部広域行政管理組合が設置をしないと、設置する計画に含めていない、

これが全てであります。以上です。

**○安田委員長** 言葉を気をつけて発言してくださいね。

土光委員。

**○土光委員** 改ざんという言葉は不適切だったと思います。事実誤認というふうに言いかえます。

今の答弁で私の言ってることと副市長の言ってることそんな変わらないですよ。意向を確認したという文書がある。別にそれで西部広域でそこで決定したのではない。そこはこの平成8年の4者合意は、全く同じ認識だと思えます。意向を確認してるんです。

だから私が言ってるのは、もし西部広域がさまざまな理由でここを3期として使う予定、意思がないんだったら、その意向を確認するときに何らかの意思表示を当然するはずでしょう。それをそういう意向があるのを了解して、それで4者合意、署名、印鑑するということは、その意向は西部広域としてはわかりました。ただ、これからどうするかはそれはそうだけど、だから別にそれでその平成8年のあれが、4者合意があるから決定したというのは私は言ってません。副市長も言ってません。そこ同じ認識だと思う。意向があるのを確認したということは、ここを候補地として検討する、一つの候補地にあるというのはそこで確認されてるということじゃないですか。はなからあそこを一廃として使うつもりはなかった、そういう話はなかったというのは、それは事実誤認です。

そのことはきょうの陳情者の資料の2012年の当時の角副管理者が言ってる、まさにそのことを言ってるんです。だからはなからあそこを一廃として使うというふうなことはなかったというのが事実と異なる、事実誤認だというふうに言ってるんです。

**○安田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** その今はなから、はなからとおっしゃいますが、いつからはなからなかったというふうには私はお答えしたことがあるかということをお指摘いただければと思いますが、私は最初からそういう話がなかったということをお一回も言った覚えはありません。以上です。

**○安田委員長** 土光委員。

**○土光委員** そのなからというのがいつかというのは、私、断定できません。

ただ、もし候補地の一つとして考えられるのなら、例えば当然今回あの用地を産廃用地として提供するとき提供するところこうこうこういうことがある、必要性もあるでしょう、提供しないと、あそこ提供せず一廃で使うとするところこうこうこういったことが想定される。その2つを比べて、だから例えば産廃用地に提供する、それなら話はわかるけど、少なくとも8月の産廃用地として提供するという中には、あそこを一廃として検討して、検討した結果、産廃用地に提供するほうがよかった、そういう検討は全くされてなかった。それこそこれはもうそのときはもうはなから、頭から一廃として使うという、使ったらどうなるか、費用はどうなるか、あそこを一廃として使う、新たに建設すると費用どうなるか、そういった検討全くしてないんです。せずに、だからそういった意味であそこが一廃用地として検討してないのはおかしいというふうに言ってるんです。ちゃんと理由を示して産廃用地に提供するほうが米子市にとって市長の責任を果たすということにおいてもそれはメリットあるという理由が示せば、それはそれなりに私も市民も納得しますが、あそこはもう検討の対象ではない。これは実は西部広域の担当者からも私はそうい

うふうに聞きました。というやり方がおかしいというのが今回の陳情の趣旨で、だからちゃんと責任を果たしてください、無駄遣いをしないでくださいという陳情です。

**○安田委員長** ほかに。

(「答弁せんの」と声あり)

(「まだちょっと質問があります」と土光委員)

土光委員。

**○土光委員** 直営という考え方で確認、質問したいと思います。例えば先ほど副市長の答弁でも話が出たのですが、今使ってるのは第2処分場です。もともと隣に第1処分場がありました。第1処分場使ってる時からあそこがもうすぐ満杯になってどうするかという議論がありました、当時も当然。そのときも本来は直営が望ましいけど、見つからないと、仕方がないからだ、そういった決定をしています。そうですね。

今回も、もちろん私も一般廃棄物処分場で直営のほうがいろいろメリットはあるとは思いますが、ただ、直営の中身がちょっといろいろわからないんですけど、だから今回だって第2処分場もうすぐいっぱいになる。じゃ、次どうしようか。次のめどが立たなければ今ある隣の空き地をやむを得ないけど、使おう、そういう選択肢は直営ということが頭にあってもあり得ると思うんですけど、それはいかがですか。

**○安田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 仮定の質問ですので、どうお答えしたらいいかわかりませんが、これは先ほどの質問含めてたび重ねてお答えしてるところなんですけど、いわゆる3期と呼ばれる地域が産廃処分場の候補地たり得るかどうかということを経年土光議員からも議場においてお尋ねいただいたことがあります。私は、はっきりその場で候補地から排除されるものではないというふうにお答えしました。御記憶のとおりであります。そういった意味で候補地たり得るわけでありまして。

ただ、一方で、なぜ西部広域が今日までその地域を正式な計画地に取り込まなかったのか。これは先ほどから繰り返しお答えしてとおおり、一つは、やはり直営の処分場を持つべきだと。これを基本方針にすべきだと。過去、第1処分場に来たとき、そして第1処分場が4年数カ月でいっぱいになって、約5年ですか、現在の第2処分場に移ったとき、これも同じ議論がされています。

そしてその理由は、大きく分けて2つあると思います。

一つは、やはり処分場の運営に責任を持った体制をとる。もちろん今でも責任を持った体制をとってるわけでありまして、民間の処分場を借り上げて、そしてそれを西部広域の処分場として使用させていただくという形よりもやはりきちんと西部広域行政管理組合が設置者となって処分場を設置して、そして運営していくという、より責任の果たしやすい体制に移行すべきだということが一つ。

それからもう一点は、これも議場でもお答えしたことがございますが、建設の際の地方負担の軽減措置、これを大きく活用できると。約6割の財源を国からいただくことができる。

この2点において、やはり直営を目指すべきだということが過去も議論され、現在も議論されてる。そして現在のあり方検討会でも、これも議会のほうには御報告しておりますが、西部広域の、直営を基本として構想する。そしてできるだけ西部一円の広域施設を目指す、

これを基本方針として検討を進めております。以上です。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっとまず質問の前置きですけど、まさにこういった議論をあそこを産廃用地に提供するかどうかを決めるときには私はすべきだったと今話を聞いて思います。

副市長の答弁で、まず直営と言ってるけど、じゃあ、今回構想してる直営というのは、建物を西部広域がつくる、廃棄物入れる、埋め立てる、それから水処理をする、全部西部広域が直接やる、そういう意味なんですか。

○安田委員長 直接の意味が……。

(「直営の意味が私はよくわからない。」と土光委員)

直接。いいですか。

西部広域で議論する内容ですので、基本的には。

○土光委員 違います。違います。直営の意味を聞いてるんです。直営じゃないといけんと言うから、直営というのは例えば水処理も……。

○安田委員長 ほんならいいです。

教えてください。

伊澤副市長。

○伊澤副市長 直営を基本方針として検討しておりますが、現在、基本構想を検討してる段階でありまして、具体的な業務の実施方法について内容を今検討してる状況ではございませんが、基本は直営でやるということを基本に検討しております。以上です。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 だからその基本というのは、水処理云々も西部広域の職員が全部技術職とかでやる、そういったイメージを持ってるということですか。

○安田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 部分的な業務について民間委託の可能性はあるかないかということであれば、当然より効率的な、合理的な方法を選択していきますので、例えば水処理は水処理の専門家に委託するとか、そういったことはあると思います。埋め立て工事はそういった埋め立て工事の専門家に委託する、これは当然あり得る選択肢であります。全体のオペレーションとして、いわゆるみずからが設置して、そしてそこをみずからが責任者として運営していくと、これを目指してるということでもあります。以上です。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 だから直営のイメージで、基本は直営。実際西部広域のあり方検討会の報告資料にも直営を基本とする。ただし、民間の活用ができることは活用すると書いてますよね。だからイメージとしては多分専門的な水処理とかいうのはそうだと思うんですけど、いいですね。だから直営のイメージ一応わかりました。

そうすると私は、一つは、今言ったように、たとえ第1処分場から第2処分場にするとき、このときも当然直営であるべきだと思っていたはずですが。そういった文書も残ってます。

ただし、めどがつかない、ちょっとやむを得なくて、そういうふうな考え方で第2にしました。

ただ、今回も新たなところを探すといっても、はっきり言ってめどは全く立ってない状態

です。だから今回も直営が望ましいという、それは私はある意味で同意するのですが、でもすぐは見つからないから隣の空き地を使うと、そういう選択肢は私は十分あり得ると、検討対象になると思います。

それからもう一つ言えば、直営をやるというふうな前提で考えたとしても隣の空き地、米子市が土地半分持ってますよね。あそこを直営でやるというのは不可能なんですか。

○安田委員長 それは意見でしょ。

○土光委員 いや、聞いてるんです。

○安田委員長 同じ話でしょ。

(「買い取ればいいじゃないですか。」と土光委員)

伊澤副市長。

○伊澤副市長 あらゆる可能性を否定しなければ可能性はないとは言いませんが、現在いわゆる民間の土地と市有地がある、かなり複雑な形状で入り組んで存在してるのは土光委員も御存じのとおりであります。したがって、その用地の確保ができるのかどうかというところも含めて、可能性そのものは否定いたしません、現在既に産廃処分場としての方向、その計画が進んでる段階でその可能性はほぼない、このように考えとります。以上です。

○安田委員長 土光委員。同じ質問しないよう。

○土光委員 いや、同じ質問はしてません。

意見になりますけど、やはり土地の提供ということ、例えばあの場所、3期部分……。

○安田委員長 土光委員、意見だったら後でもう一回言われたらいいです。

○土光委員 意見だったら後で。今質問の場だから。

○安田委員長 今質問です。

(「討論で」と渡辺委員)

○土光委員 じゃ、質問します。

あそこ半分は米子市だけけど、残りはそれ以外、民間だ。だからなかなか土地の確保も確定ではない、そういう言い方をするんだったら今度新たに探すところは少なくとも多分民間の土地になるのは決まってるでしょう。だから土地の確保の点におけば、むしろ隣のほうが半分は自分の土地だから有利でしょう。半分民間があるからそこできないという理由が成り立つんだったら、新たなところ多分ほとんど民間のどっかだと思います。そのほうがより難しいというふうにはお考えになりませんか。

○安田委員長 土光委員、これは直接陳情とはちょっとかけ離れてますので。

○土光委員 かけ離れてません。

○安田委員長 最後にしてください。

ほんなら。

○土光委員 いや、私は聞いとる。

○安田委員長 今の誰がしますか。

伊澤副市長。

○伊澤副市長 考えるか考えないかという御質問でありましたが、繰り返しになります。経過はともあれ現在既に産業廃棄物処分場としての事業構想を民間事業者、最初は民間事業者が上げられ、それを現在の県の環境管理事業センターが引き継いだということは御存

じのとおりであります。その検討が進んでる土地について今からそれを確保するということは現実的に困難だ、このように考えております。以上です。

**○安田委員長** 質疑を終結いたします……。

(「いや、ちょっとありますので」と土光委員)

意見で言ってください、後で。

(「いや、意見じゃないです。質問です」と土光委員)

同じ分じゃないですよ。

(「違います」と土光委員)

土光委員。

**○土光委員** じゃあ、副市長の今の答弁は、あそこを使えない大きな理由は、産廃計画がある程度進んでるから、もう後戻りできないから、だから使えない、そういうふう聞こえたんですけど、そうなんですか。

**○安田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私が申し上げたいのは、現在の第2処分場も設置者は西部広域行政管理組合ですけども、処分場の運営者といいたまいますか、所有者といいたまいますか、これは民間事業者であります。そして今、委員はその上に隣接して直営の処分場を設置することが可能かどうかという御質問だというふうに理解しております。

(「違います」と土光委員)

**○安田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私の質問は、先ほど副市長が言われたあそこを一廃とか何か今の段階、産廃計画がある程度進んでるから、もうそれはそれが一番大きな理由で方向転換できない、引き返せないようなそういったニュアンスの答弁されたんですけど、そうなんですかと聞いてるんです。

(「その前の経緯を説明しちよったが、今。答弁じゃなくて。そうじゃないで」と渡辺委員)

(「そうです」と声あり)

(「その答えに至る前の経緯を説明したのをとめなっただ、あなた」と渡辺委員)

**○安田委員長** ならもう一回、伊澤副市長。

(「よく聞いて、土光さん、最後まで」と渡辺委員)

**○伊澤副市長** 私が申し上げたのは、今がそうだからということをお願いしてはなくて、もともとの第2処分場というものも本来あるべき姿からは外れて、民間の事業者が設置運営する処分場を西部広域行政管理組合の処分場として使わせていただくということで今やってるものであります。そしてこれが13年後まで使用するというのでやってるということでもあります。

その隣に、市というか西部広域ですね、西部広域の直営処分場であればおっしゃるようなこともあるかとは思いますが、その隣にあくまでも西部広域が現在目指してる直営の処分場を用地を取得して設置するという事は極めて難しいのではないかと、このように申し上げてるところであります。

そしてそういったような経過があったからこそ、現在民間事業者、そして現在は環境管理事業センターであります、が産業廃棄物処分場の設置に向けて手続を進めておられる、こういう状況ではないかなということをお願いして申し上げます。以上で

す。

**○安田委員長** 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

討論、ほんならこっちから行きましょうか。

それじゃ、三嶋委員。

**○三嶋委員** 再三お答えいただいておりますけど、一般廃棄物の処分につきましては、次期処分場の候補地の選定も含めまして鳥取県西部広域行政管理組合の事務でございます。そして西部広域も地方公共団体ということで、正副管理者が置かれ、そして議会も置かれておりました、そこで最少の費用で最大の効果が得られるようしっかりと現在議論されているところであります。

その議論を尊重すべきであって、米子市も構成員ではありますが、議会のほうからこの候補地がいい、こうしたらどうかということを使うべきではない、このように考えておりますので、不採択をお願いいたします。

**○安田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** まず、こちらの陳情に関しましては不採択をお願いいたします。

市長が法的責任を果たしてるのかどうなのかというような御説明もございましたが、万が一そういったことが起きた場合には我々議会からというよりは別のところからきちっとチェックも入ると思いますし、もちろん我々もチェックはさせていただきますが、そういったところもございますので、果たしていないとは考えておりませんので、こちらは当たらないだろうと考えております。

また、市税を無駄遣いしないよう、こちらは我々議会といたしましても非常に重く受けとめないといけない部分であるかと思っております。市民の皆様の負託を受けて議会議員としてここにいる委員の皆さんも入らせていただいておりますし、予算、決算に関しましてはきちっと我々市議会のほうでも審査しておりますので、こういった陳情が上がったというのをしっかりと踏まえた上で、今までも皆さんきちっと審査はされてると思いますが、そういったところは議会のほうで都度都度させていただきますので、重くは受けとめさせていただきますが、不採択をお願いいたします。

**○安田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** これ陳情の表題を見ると市税を無駄遣いしないよう求めるということですが、ずっと今、議論とか陳情者のお話聞いていると一番の議論は、いわゆる3期の部分というのがもともと一廃の廃棄物処理の可能性があったのかという議論だったように思いますね。それでそうであるならばそこが一番安価に一廃の処分場ができるという話であって、新たに探せばたくさんお金がかかるわけで、これは当然かかるとは思いますけど、だからそれが市税の無駄遣いだという御意見だったと思います。

私も広域はもうかなり長く出させていただいて、この12年2月24日の議員質問のときにも多分私、隣の席に座ってたと思うんですよね、この質問をしたときに。それで聞いてたんですけど、両方、副市長の言われることも私もすんなり頭に入りますし、土光さんの思いも頭に入るんですけど、結局このころの我々は、広域出たというのは、今もごみ処理問題調査特別委員会持ってるんですけど、そこでいくとごみ処理問題というのはただ単

に一廃だけでなく、今度一廃の焼却も入ってくるということで、名前つけたようですが、そのころから一廃の処理は、これは当局は説明したんじゃないですよ、我々が議員として感じ取ったというのは直営だよねと。県から言われたというばかりでなく、やはり民間事業者、1期のところは特に民間事業者へ払う金額が高いと。

それで先ほど賛同議員のほうから米子市のお金が大半だという意見もありましたけど、これは一つ間違いで、人口とか均等割合でとかいろいろしてきちっと人口で割った応分の負担をしていってますんで、決して人口が少ないところは少なく払ってるという話ではございません。ですから西部広域の構成する市町村は均等に一市民、町民レベルで割ってみればさほどの差がない負担をやっていくわけですから、きちっと話し合う。その中で話ししてた分もう直営だよねという流れの中で、産業廃棄物に第3期をという民間事業者が考えられたのは、もう多分先ほど一廃の直営のも副市長の説明のようにその上に来るわけがないという観点からそういうところに行かれたんだろうなというのはよくわかります。

この12年の2月ごろは、当局はそんなこと言ったことは何にもないんですけど、我々議員は、我々議員とか私とこの議員はよく話ししてたのが一番安価にするのは県が産業廃棄物やってくれば一廃を合同処理してもらえないだろうかみたいな、これは非常に浅くて、産廃と一廃をごちゃ混ぜで埋め立てれるじゃないかみたいな、結構そういう感覚があったんですよ。この時期というのは。今ありませんよ。やっぱりきちっと搬入段階からの検査等考えると分けないといけないというのはわかるんで。そういう面ではやっぱり県に対しても何となく言えるように米子市としてこういうことがあったんじゃないのというような感じの頭を持ちながら彼は質問したのが文書だけで見るとこういう、だから米子市にも何らかのことで産廃の中に一廃をみたいな思いがあった時期だったなと今思えば感じます。

そういう意味でいけば、私は、この無駄遣いという面でもある程度これまでの経緯等も踏まえますと直営で別の場所を探すという話で今も特別委員会等でもお話を進めているという流れですから、広域でも、私はそういう意味ではこれは採択しないという考えであります。

**○安田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私も採択しないでお願いいたします。

まず陳情の表題でありますけれども、市長の法的責任というところで私なりにいろいろと陳情者の皆さんの思いを考えてみたところなんですけれども、道義的なところといいですか、心情的なところをもって市長の法的責任を果たしてほしいっておっしゃっていらっしゃるのかなというふうに考えとりますけれども、法的責任というところになりますとちょっとこの市長の法的責任というところがまず陳情に合わないんじゃないのかなというふうに思っております。長期的な視野に立って市長が公正な市政の運営に当たってほしいという市長の責任、責務ですね、それから市民の思いをしっかりと聞いて積極的な対応を、向き合うという対応をとってほしいというような市長に対する思いだろうというふうに思ったところです。

そして市税を無駄に使わないでほしいというところにつきましては、市の立場でいったら無駄になるというところかもしれませんが、米子市も西部の広域の中にあって、よりよい御判断をしていかれる中の判断に無駄というところが今後起こるかというところにつき

ましては、今回の予定地という捉え方をする3期計画になるところ、産廃の予定地になるところを提供するということが無駄になるかというのは、必ずしも当たらないのではないかなというふうに考えております。

8月に市が市有地を県に提供するという判断をされたときの理由につきましても私としては共有できる部分が多くありますので、今回の陳情につきましても採択しないをお願いいたします。

**○安田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 私も採択しない考えなんですけど、といいますのは冒頭で聞きましたけれども、西部広域にも議会があるわけですし、そこでいろいろ議論されるのを我々市議会も見る、またそこはきちんと受けとめなきゃいけないところありますが、そこでまた伊澤副市長はその副管理者でもありまして、そこでこれから議論される部分があるのを私は白紙の状態だというふうにとっておりますので、それをこれから、これからと言われるとこの議論はなかなか煮詰まっていかなと思いますので、そこはそこで発言者はそういう考えを持っておられるのはわかりますが、そこはなかなか踏み込めないというところと、提案者には強い思いがあるって感じましたけれども、市長への面談とか、いわゆる回答がいただけないふうにやりとりしとられますが、先ほど当局に確認しましたが、既に回答済みという態度も重ねて言われましたので、私は採択しないという考えでございます。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** ぜひ採択をしていただきたいというふうに思います。

先ほど明らかになりましたように、この西部広域なり米子市なりの意向でこの予定地というのが一廃ではなくって産廃になったということで、やっぱり労力や税金を使って新たに一般廃棄物の最終処分場の用地を探さなくてはならない、つくらなくてはならないといった状況があるわけです。

そうした中で、この産廃予定地には米子市の土地が半分近くあるということで、やはり市民の財産ですから、そういう状況を踏まえて米子市としては提供するかどうかということについて市民の皆さんの意向というか、意見というか、やっぱりそういうものきちんと聞いていくということが必要だというふうに思いますね。そういったことについて税金の使い方ですから、やっぱり市民の声をしっかりと受けとめていくことをやっていくべきだという立場から、この陳情は採択していただきたいというふうに思います。

**○安田委員長** 次に、土光委員。

**○土光委員** 採択ということになります。

一応2つポイント言いたいのですが、やはり過去の経緯は私は正しく認識して議論をしないといけないというふうに思います。きょうの陳情者の資料で過去角副管理者の答弁があって、これ見ても一廃として考えていたけど、産廃が来たから、もし当初から直営ということがもう基本理念にあって、それで前提ですという方針があるんだったら当然この時点だって、これ実は質問者こう言ってるんですよ。これを先行的に確保、つまり一廃としてということですね、立場にあったんじゃないか。なぜ検討しなかったかって聞いてるんです。このときに直営というのがはっきりあれば、直営を理念とするからここは使わない、そういった文言が出るはずなんです。やはり経緯として、過去の事実としては、産廃処分場の話が出てきて、それに譲ったという、そういった事実経過ではないかというふう

に私は思います。

今回の土地提供のことに關しても、實際8月のときに土地提供するという方針出して、いろんな理由が詳しくありました。その中にこの一廃との関連全くないんですね。つまり土地提供するに当たって、あそこ一廃処分場にもし使うとするとどういうメリット・デメリットがあるかと検討はもうしない、せずに決定されてしまったということで、私はそれ非常に残念です。こういった議論を、提供するかどうかについてもきちんと議論して納得する形で最終的にどうするか決めるべきだったと思いますので、私は今からでも遅くないと思いますので、今でも条件つきで利用の承諾、利用の意向示してるだけで、實際現時点で利用の承諾をしてるわけじゃないですから、改めてこの辺をきちっと議論して、なるほど、例えば一廃はどっか新たなところがいいとか、そういうようなところがきちんと合意されてから前に進んでいくべきだと思います。

そういった意味で採択をぜひしていただきたいと思います。

**○安田委員長** これより採決をいたします。

陳情第54号、市長が公的責任を果たし、市税を無駄遣いしないよう求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…岡村委員、土光委員]

**○安田委員長** 賛成少数であります。よって、本件についての陳情については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第54号について、委員会審査報告に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○安田委員長** 異議なしでありますので、そのようにさせていただきます。

河本様。

次に、陳情第55号、淀江産業廃棄物最終処分場について、米子市が米子市としての責務を継続して果たすことを求める陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体、淀江地区婦人会の河本六美様に出席をいただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますが、説明はわかりやすく簡潔にお願いをいたします。

それでは、河本様、お願いをいたします。

**○河本氏（参考人）** 淀江地区婦人会の河本と申します。よろしくお願いたします。

私たちの思いといたしましては、やっぱり先般、産業廃棄物最終処分場建設地として提供することを決められて、それで市長さんの言葉や全員協議会の議員さん方の発言をいろいろと聞かせていただいたんですけども、まだ納得し切れていないといえますか、本当に市民のためを思って、考えて市長さんなり議会の議員さん方は決めてくださったんだろうかということ非常に残念な思いで聞かせていただいたので、そのことについてもう少し検討していただけないかなと思ってこの陳情を出させていただきました。

それで市長さんがちょっと言われている発言の中で、米子市の淀江のほうにつくるとい

うことについてですが、淀江以外のどこも、淀江でだめだったらほかのどこもだめだろうというふうな発言をされていました。私は淀江に嫁に来てから住んでますけれども、やっぱり米子市の中でも淀江というところは本当に名水の里でもありますし、いろんな昔からの史跡やそういう文化が成り立ってきたということは、やっぱりそこに水があったから人の暮らしがあったと思うんですけれども、その水の出る地、あるいは今、計画地のところの近くに水源地があるということは、やっぱりここは米子市の中では不適切な土地じゃないかなと思って考えています。ですので米子の中でどこでもだめって言わずに、やっぱり一番ふさわしい、もし本当に米子市につくるとするんだったら、もう少しいろんな検討をしてみてもほかの候補地も上げてほしかったなって、淀江の住民からすると非常に不安を抱えてる人がたくさんいらっしゃいます。

特に私たちも話をさせていただいたんですけれども、小さい子どもさん、赤ちゃんやら保育園さんとか小学生の子どもさんを持っておられる女性のグループの方々が県のほうにもいろいろと要望されているようなんですけれども、やっぱり産廃の処分場の候補地としてはもうちょっと県の中でもいろいろと候補地を上げた中で決定するべきじゃないかという思いを強く持たれていて、私たちにそれに賛同すると同時に、やっぱり淀江町を、淀江の名水の里をどうして市長さんなり米子市さんがいいと言われたのかが本当に納得できないんです。

米子市の環境の、ここにも書いてますけど、基本計画という中でも、それからこのたびの総合計画の市長さんの説明会の中でもやっぱり環境を大切に守って、自然や人々の暮らし、特に水を守るということは、中海のほうのことをすごく言われたんですけれども、やっぱり淀江のあれだけ名水がたくさん出ている地域を守るという意味ではちょっとこの計画なりいろんな市の方針なりにそぐわないんじゃないかなと思って、非常に懸念しております。

やっぱり今、県のほうに委ねられて、知事さんは幸いにも今の地下水の調査をもう一度、一からやって、その調査の動向によっては白紙に戻すこともあり得るようなそういう発言をされてるようですので、非常にそこには私たちも明るい兆しを見ているんですけれども、やっぱり米子市としてはもうちょっとそこに深くかかわってほしいなという思いがしております、もう県任せ、県の事業所任せではなくって、やっぱり米子市としてはその判断されるまでの過程やら、その判断結果においてもっと深く関与していくべきだと思うし、最終的にどういうふうな判断がなされるかわかりませんが、それを踏まえた上でもう一度米子市は米子市の市民を守る上からそのところをしっかりと精査していただいて、引き返す勇気も、決断も持っていただきたいなと思っています。以上です。

**○安田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対しての質疑ありますか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 表題は、米子市としての責務を継続して果たすことを求める陳情ですよ。

(「はい」と河本氏(参考人))

先ほどもるる御説明があったんですけど、この陳情もるる書いてあって、最後に、計画地の精査と再検討、先ほどきょう来られてる河本さんも言われたんですけど、具体的にちょっとわかりづらくて、これは淀江でないところを、淀江ではだめですよ、もう一度、き

よりの説明、河本さんの説明を聞くとですよ、米子市でも例えばもっと候補地があるじゃないかと、そこへ行ったほうが良いという意味の陳情なんですね。

**○安田委員長** 河本さん。

**○河本氏（参考人）** そういう思いは非常に持っておりますけれども、なかなかもう今の時点でそれを言っても採択にはならないと思いましたので、責務を継続して果たすということは、やっぱりどういう段階であっても引き返すことは可能なので、そこを県の事業所なりセンターなりの進め方を注視しながら米子市はしっかりとそこに物を申ししてほしいとか、市民の代弁をしていていただきたいという思うような気がしてそういうふうな何か言いました。だから本当言ったらもとに戻せばまた一から新たな候補地をとということにもなると思うんですけども、今の時点ではやっぱりしっかりと市民の不安の解消であったり、それから地下水の流れの調査のほうをしっかりと見守っていただいて、その調査の動向については市民にも説明していただきたいですし、それからもしそこが不適切だということになれば考え直していただきたいなというそんな思いからつけてます。

だから気持ち的なことですので、具体的にほんならどうせ、こうせと言われてもちょっと難しいんですけども、とにかくそういうふうにな不安やちょっとやっぱり嫌だなんていう残念な思いを持っている市民がいるということを知り、その人たちをしっかりと守っていただく立場にいてほしいなと思ってます。以上です。

**○安田委員長** 参考人に対しての質疑ありますか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 済みません。きょうは御説明ありがとうございます。

ちょっと教えていただきたいんですけど、米子市としての責務というところをどのようにお考えで、それを継続というところと、この陳情の最後のところでは今の進んでいる状況に対して立ちどまるなり引き返すなりというような、もとに戻るなりというようなところに落ちついてらっしゃるんですけど、そこがちょっと一致しないものですから、タイトルのところにあります米子市の責務という、その今後さらに継続して行ってほしいと思ってらっしゃるところを教えてくださいませんか。

**○安田委員長** 河本様。

**○河本氏（参考人）** ですので、たとえそこの淀江の地に産廃の処分場ができたとしても、そこにできて30年なり40年なりしっかりと見守っていただいて、それが今度埋め立てられて、結局、今決定して事業を進めた人たちはいなくなる時代もいずれ来ると思うんですけども、そういったときに何かのことでそこが事故があって、水が汚染されてしまったりとかそういうことがあったとしても、それはもう今、昔の人が決めたことだから仕方ないわでは私は済まされないと考えていて、だからやっぱり次世代にわたってまでというのは今本当にこれでいいのかということを一一人一人が、市民もですし、決定していかれる皆さんがしっかりと心に100年後、もっと水の、地下水が今飲めるような状態になったのは何万年も前の水だそうですから、だからそういうふうなことでいえばやっぱりある意味決定していかねばいけない場面はあると思うんですけども、それが本当にベストな決定であってほしいし、ベストでなければやっぱりその後もずっと見守っていくような体制なりつなげていけるような何か決め事というか、そういうのでもあってほしいなあってちょっと思いますけど、具体的には今どうしてほしいかって言われるとまだそこまでのあれ

はないですけど、本当言うと影響が出てくるのは50年先、100年先、もっと先ということが考えられるんじゃないかなということも思っています。

**○安田委員長** ほかありますか。

土光委員。

**○土光委員** 今の陳述の中で、最初の時点で今回土地を提供するに当たっていろいろ議会とか議論の未決めたということで、ただなかなかまだまだ納得し切れていないという言い方をされたと思います。多分今までしゃべった中でダブる部分がありますが、納得し切れていないというのを一つ、二つ、こういうことだというのを上げていただけませんか。

**○安田委員長** 河本様。

**○河本氏（参考人）** 納得し切れていないことは、やっぱり一番初めに言ったように、淀江は名水の出るところですから、そこに決められたということにも納得できませんし、幾らその施設が完全な施設で99%大丈夫なんだよと言われてもやっぱり今いろんな日本各地で起こってるような自然災害を発端としたいろんな事故を見るにつけて、またほかの県の産廃施設の事故なんかも見るにつけて絶対安全ということはないと思うんで、やっぱりそれだったら何かしら候補地を選定する上で本当に何でここなのっていうのが一番何か納得できないところですし、やっぱり今も言いましたように、小さい子どもさんを持ってる若い人たちとか、これから大きくなって子どもたちが何かにつけて、この米子市淀江町に住んでいく子どもたちが、ああ、ここにできてよかったとは思わないと思うんですけど、あってもいいかなって思うのか、これがあって何で自分たちの知らない間に産業廃棄物最終処分場が水の出る近くにできちゃったんだらうなって何かそんなふうに思ったら、子どもたちは今何も言えないし、知らない人もたくさんいるから、それでいいのかなと思って、それがやっぱり不安です。以上です。

**○安田委員長** ほかにありますか。

（「もう一つ」と土光委員）

土光委員。

**○土光委員** もう一つ聞かせてください。県の地下水調査について言われて、一応県は漏れるかもしれないという想定して流れ等を調べる調査だというふうに思ってます。その調査に関して米子市としても深くかかわってほしいとか深く関与してほしいというふうに言われましたけど、具体的に米子市、これは県がやる、米子市では直接やる調査じゃないので、米子市としてこの県がやる調査に具体的にどうかかわってほしいと思いますか。例えばこういうことは最低やってくださいねという要望書だとか、いろんなこと考えられると思うんですけど、米子市として深く関与するためにどんなことをやってほしいと思うか、もし具体的なところがあればお聞かせください。

**○安田委員長** 河本様。

**○河本氏（参考人）** やっぱり調査の方法については市民にオープンにしてほしいですし、何か疑問なところがあればそれを代弁してほしいというか、市として要望を出してほしいですし、それからその結果についてももちろん意見が言えたり、市民からの声もまた取り入れながら米子市として米子市のその調査に対しての意見を述べていただければいいんじゃないかなと思うんですけど。

○安田委員長 参考人に対する質疑を終結をいたします。

ありがとうございました。傍聴席にお戻りください。

次に……。

(「議事進行いいですか」と三嶋委員)

三嶋委員。

○三嶋委員 今、賛同議員さんからも、これから述べられると思うんですけど、委員からも質疑が出たように、表題にあわせて賛同しているのか、するのか、この一番最後の下3行ですね、ここにあわせて賛同されるのか、ちょっと審査するに当たっても表題に合わせるのか、下3行に合わせる内容によってちょっと変わってくるので、そこをちょっと整理していただきたいなと思ひまして。

○安田委員長 わかりました。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員、それから又野議員及び国頭議員から説明を求めます。

今ちょっとありましたように、賛同の趣旨、ここに賛同したんだよというところをきちんと述べていただきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

初めに、土光委員。

○土光委員 ちょっとその前に質問いいですか。

○安田委員長 はい。

○土光委員 いや、私は、この表題と最後のやつはそんなに食い違ふとは思ひてない、思ひえないんで、こんなの区別しろ言われても困るんですけど。

(「いや、それは土光さんの意見もあるんだけ、そら」と渡辺委員)

○安田委員長 だからこの部分に賛同したからというふうに言ってください。

土光委員。

○土光委員 いや、私は、この陳情に賛同してます。それはやはり私自身議員であるし、淀江に実際住んでるので、この思ひよくわかります。だから賛同です。

○安田委員長 いいですか。

次に、又野議員。

○又野議員 陳情第55号について賛同理由を述べます。

どこがというのもあったんですけども、私もこの全部を賛同ということできたいと思ひますけれども、その理由としては、米子市としても、先ほどもありましたけれども、淀江町地内、水と緑、史跡のまちだと考えておられるわけです。今回の産業廃棄物処分場予定地の周辺には名水がありまして、水くみに来る人もたくさんおられます。そして処分場予定地からの地下水、水道の水源地に流れ込むことが否定できないと言われる専門家もあり、周辺住民の反対もいまだにあります。そんな中で、米子市の土地を産廃処分場として使用してもいいと回答した米子市の責任は重たいものがあると考えております。

建設を進める側であり、客観的な判断ができるとは思ひえない環境管理事業センターですね、そしてそのセンターに出資している鳥取県に調査や責任を完全に任せてしまうのではなく、米子市は住民の立場に立って市民の声を聞いて産廃処分場について対応していく責任があると考えております。

以上の理由により、この陳情採択すべきであると考えています。

○安田委員長 次に、国頭議員。

○国頭議員 陳情の中で、市長が淀江でだめなものほかでもどこでもだめという、どういった形で言われたのかわかりませんが、私はちょっとこういった発言をされたんだっただけよくわからないなと思います。もう明らかに淀江でつくろうというような、逆にそういった発言にもとれてしまいます。

この陳情の趣旨としては、私も自然と水の豊かな淀江のこの地に産業廃棄物最終処分場をつくるということは反対です。なぜかという、水源地でもありますし、いろいろありますが、そういった意味では私は米子市は今のところは強引といいますか、つくるのを優先で誤った方向に進んでるのではないかと考えております。そういう意味では陳情のタイトルの米子市としての責務を継続して果たすと、間違った方向に進んでるところを、淀江の住民の半分以上が反対された施設であります。まだその人たちが十分にまだに納得してるとは思いません。そういった施設を、米子市の態度を改めてもらって、今後改めてもらうようにされてる陳情だと思っておりますので、米子市も米子市環境基本計画という立派なものをつくってられるということでもありますので、我に返って……。

○安田委員長 賛同理由を簡潔に。意見は後でいいですから。

○国頭議員 我に返ってしっかりと市民、住民のことを思って、経済を優先することなく、経済活動優先することなく環境のほうをしっかりと米子市として取り組んでいただきたいと思っておりますので、こういう陳情の趣旨は十分に理解するというところで賛同いたしました。以上です。

○安田委員長 賛同議員による説明は終わりました。

委員の皆様から質疑はございますか。ない。なしですか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様のご意見を求めます。

安達委員。

○安達委員 賛同議員のそれぞれ意見が出る前に言われた、委員から言われたんですけども、テーマと要旨、理由が少し自分にはわからないところがあって、お聞きをしながら判断をしたいと思うんですが、テーマには市としての責務を継続して果たすようにという、求めますということなんですが、そこはそこ。

理由欄の中ほどに、淀江は水と緑、史跡のまちで、特に自然環境が素晴らしいという現状の指摘は理解できます。

そして先ほどありました米子市の環境基本計画やそれを守る、また育む、伝えることを必要としなければならぬじゃないですかという指摘はあったと思います。

ただ、最後の行のどこ行くと、ちょっとテーマとこのところをどう理解していいのかわかりませんでした。非常に厳しかったので、私はるるしゃべりましたが、この陳情には採択しない、不採択をしたいと思います。ここに行き着けない。非常に引き返せと言われて、今だと言われてるんですけども、ここは今まで議会も市長が8月に市の土地を提供するに当たって多くの附帯要件をつけました。そこを今見守る段階だと思っておりますので、引き返して白紙にしないというのは、私は非常にここは理解しがたいので不採択です。以上です。

○安田委員長 岡村委員。

**○岡村委員** 採択を主張したいと思います。

ここにも書いてありますように、淀江の町民の方は、水と緑と史跡のまちという淀江を誇りに持っておられたというふうに思うんですね。

ところが米子と合併して何ひとつええことはないと言われるんですが、淀江町時代には環境管理事業センターからの問い合わせに対して産廃の適地はないと、こういうふうに答えたにもかかわらず、米子と合体したばかりに米子になって産廃計画が持ち上がって、そして米子市は土地を提供するという事について本当にこういった水と緑と史跡のまちという誇りを踏みにじられた思いがするというふうなことを言われたこともあるんです。やっぱりそこら辺をしっかりと受けとめる必要があるということです。

そういった点で、安心・安全な環境を守り育てていくといった、やっぱりこれは米子市としての責務だと思うんですね。そういった責務をきちんと果たしていくことを求めていくべきだというふうに思います。採択をお願いします。

**○安田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 採択です。

理由は、改めて言う必要は、これまで言ってきたのでないですけど、一つだけ言いたいと思います。理由と申してください。この淀江で決めたことに関して市長が、この陳情文の中でもありますが、淀江でだめなものは他でもだめ、この言い方って非常にまずい。よくない。これってもともと市長が市長になりたて、4月になって、6月の自分のフェイスブックに書いた文言なんです。あえて言いますが、私たちが言ってるのは淀江がだめと言っていないんです。水源地の上流だし、開発協定という縛りもある土地、そして一廃の用地とも考えられるあの場所は説明なしでだめと言ってる。それを淀江でだめなものは他でもだめ。まるで地域エゴみたいなそういうレッテルを張って、それ市長が市民に言う言葉ではないです。

(「そうだ」と声あり)

そんなこと言うから市民と市長の対話ができなくなるんです。ということを強く言いたいです。

**○安田委員長** 三嶋委員。

**○三嶋委員** 私もちよっと安達委員と同様なんですけど、市が事業主体であるならばいま一度計画地の精査、再検討というところもあり得るのかもしれませんが、市長は御自身の権限の判断の中で土地を提供するという判断をされ、その中で附帯意見もしっかりとつけられました。

また、全員協議会の中で議員からの御意見も踏まえて附帯意見の中に盛り込んでいただいた部分もあると思っております。

したがいまして、現在はその推移を見守るべき時期であると考えておりますので、同様に不採択をお願いいたします。

**○安田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほど陳情者さんのほうからお話ありましたとおり、お子さん持ってる保護者さんの方ですね、非常に不安に思っておられるということで、私も以前ほかの議員さんと一緒にお話を現地で伺ったりとか、いろいろお話を聞かせていただきました。

それもありまして、先ほど安達委員ですとか三嶋委員さんからもありましたとおり、前

回土地の提供に関しては条件をつけますよというようなところがあったかと思います。情報がないとやはり皆さん非常に不安になられるというのがそのときお母様方とお話をさせていただいて、非常に私の中ではやっぱりその辺がきちっと、市の担当者の方は説明して下さいますよとか、県の担当者の方もそうですよというようなお話もあったんですけど、なかなかそれがうまくできてないというようなところもあったように思いますので、そのところは、ちょっと陳情審査中なんであれなんですけど、当局に対しましてはもう一度情報発信のほうはお願いしつつ、そうは言っても陳情審査ですので、そういった中でも先ほど質問に対する説明も聞かせていただきました。

やはりこの最初の部分と最後の部分がどうしてもお話を聞きながら、米子市としての責務は現在果たしてると考えております。継続してそれも果たすべきだと考えておりますし、今後もされるでしょう。

一番下のところで、これが計画地の精査と再検討してありまして、ここに対してどうもちょっとつながらないのじゃないかなという部分もありまして、表題の部分につきましては現在果たしておるといところで、せっかく陳情はいただいておりますが、不採択としたいと思います。

また、最後の部分ですね、こちらに対しましては再検討というところで、今見守ってる段階ですので、現時点ではこちらに関しましては賛同しかねるとお答えさせていただきます。

**○安田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 陳情の名前ですね、責務継続して果たす。最後に、30年、40年、100年後にも。当たり前ですよ、市はね。もう県も含めて、これは当然果たしていくべきだと思います。

陳情者のほうにもお聞きして、賛同議員のほうからもお話があったとおりに、思いですね、陳情の方の。それが引き返すなら今でしょというのが思いです。陳情者も言われました、思いはそうだと。ただ、そう言うと、そうやってはっきり書くと採択されないからみたいなお話もあったんですけど、それはいいとして、思いはそうなんです。陳情というのは、こういう市民からの思いというのも大切にしていこうというのが我々議会ですし、そう思うんです。

それで最初に土光委員が言われましたように、議会として今の候補地には何点かの条件をつけて出していますよね。当然この後、地下水の調査の陳情もあるんで、お話しするんで、決して私も、これは代表者会でもお話をしたと思うんですけど、これで終わったとか、決着したというつもりもなく、これで引き返すとかというの踏まえて県にいろいろな調査なり責任を持って対応していただいたのを総合的に踏まえて米子市で最終的な議会としての判断をしていくというつもりでおりますんで、その前段階である今の時点では私はこれは採択はできないというふうに考えます。不採択でお願いします。

**○安田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私も不採択でお願いしたいと思います。

理由につきましては、この陳情そのものの表題と中のところにつきましてもう少し考えていかれる余地があるかなと思いますので、この陳情につきましては不採択なんですけれども、説明者の方の思いも聞かせていただきました。市の責務としては、今の段階で県の

住民基本条例が進んでいく中で、それが正しく進んでいるのかということを見定めながら市として判断をしてきた、今までそういった姿勢でおありになったんですけれども、では、これからどのような米子市として今後の県の動きを見て意見を伝えていく、思いをどこのタイミングでどのように発信していくのかというのは、当局にも議会にもこれからの責任というのは果たしていくべき、継続する責任というのはあるだろうというふうに考えております。

その中の一つとして私が常にどこかで言わなければいけないこととしてずっと懸案に思っていることがあるので、この場で言わせていただきますけれども、最近の豪雨の発生率というのは今後、産廃に当たって基準とされている過去50年間の降水量というところ、年間降水量というところではもう到底合わないわけですね。年間の降水量が2,292ミリというのが過去あるんですけれども、年間ですよ、今それが1時間で1,000ミリ降るというのがこの10年間で約2倍になってるわけです。さまざまな降雨対策というのはとられていて、安全だと仮に言われていてもそれはもう1時間に100ミリを降ったり、24時間で約500ミリ降ったりというような中の過去50年間の平均的な降水量というところでもう全然合わないと思います。これはもう一例だと思うんですけれども、今までその進み方に対して……。

**○安田委員長** 矢田貝さん、直接関係ないけん、簡単に。

**○矢田貝委員** 進み方に対して静観されてきたところと今後、市が継続してどのように市民の声を受けとめて発信していくかということところは問われるところだと思いますので、その辺は私の意見として申し上げさせていただいて、陳情については不採択でさせていただきたいと思います。

**○安田委員長** これより採決をいたします。

陳情第55号、淀江産業廃棄物最終処分場について、米子市が米子市としての責務を継続して果たすことを求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…岡村委員、土光委員]

**○安田委員長** 賛成少数であります。よって、本件についての陳情については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第55号について、委員会審査報告に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○安田委員長** 御異議なしとありましたので、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第57号、吉谷昭彦鳥取大学名誉教授の見解をきちんと聞くよう県及び環境管理事業センターに要請することを求める陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体、大山ふもとの自然環境と米子の水を守る会の山根一典様に出席をいただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますと思いますが、説明はわかりやすく簡潔にお願いいたします。

それでは、山根様、お願いをいたします。

**○山根氏（参考人）** 私は、大山ふもとの自然環境と米子の水を守る会の代表をしております山根と申します。

このたびお手元の件につきまして淀江を愛する女子会との連名で陳情をいたしました。

私たちは、新聞紙上に産業廃棄物管理型最終処分場を淀江町小波地区に計画と報道されて以来、7年にわたり反対運動を続けております。

淀江町は、今でも淀江支所の玄関先に淀江町民憲章碑というのがありまして、それには私たちは石馬を持つ淀江町民です。先人の築いてきた歴史と伝統を受け継ぎ、この町に生きることの誇りと責任を持って、より住みよい町にするためにこの憲章を定めます。一つ、手をつなぎ水と緑の美しい町をつくりますと高らかにうたっています。

全国名水百選の天の真名井、妻木晩田遺跡が全国的にも知られており、それは百名山である大山さんの恵みによるものだと喜んでいました。

しかし、その大山の裾野である米子市淀江町小波地区に産業廃棄物管理型最終処分場が今、計画されています。なぜ淀江なのでしょう。鳥取県全地域の候補地から選ばれた最適地なのでしょう。そうではありません。以前の候補地である4カ所から反対をされ、頓挫しているところに淀江町の一般廃棄物処分場業者が候補地に手を挙げ、環境管理事業センターが飛びついたんです。

その計画地は、淀江の住民が利用する福井水源地、県内外のたくさんの方が水をくみに来られる三輪山の清水の湧水場が下流にあります。また、この場所には一般廃棄物処分場がつくられるときに開発協定が結ばれていて、産廃処分場として使用できないことになっています。しかも処分場からの排水は日本海に流れ込むことから、漁業者の方は海が汚れることを大変心配しております。

このような中、米子市水道局で40年間水源地確保のために奔走された米子市特別功労者でもある吉谷昭彦鳥取大学名誉教授が、産廃処分場ができれば福井水源地に汚染水が流入することは少しも否定できないと警鐘を鳴らしておられます。

なぜ鳥取県や環境管理事業センターは、吉谷先生の見解を聞こうとしないのでしょうか。それは事業計画に支障が出る、そのことから無視しているのだと思います。

しかし、住民は、そのような場所に処分場ができるようなことになればこれからずっと水を飲むときにこの水は大丈夫だろうか、たとえ汚染されていなくても不安を抱きながら利用することになります。住民だけではなく、淀江を訪れる皆さんも安心して利用できなくなります。飲料水の水は、今だけではなく、子や孫の代まで影響を及ぼす問題です。

地下水に対して疑問を表明しておられる吉谷先生の見解に対して鳥取県や事業主体である環境管理事業センターはきちんと意見を聞き、その結果を住民に説明しなければ安心して生活することはできません。これは民主主義の根幹です。

議員の皆さんは、市民の負託に応じて活動されておられます。どうか住民の不安を解消していただくためにも私たちの陳情を採択していただきますようよろしくお願いいたします。

**○安田委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありますか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 山根さん、御苦労さまです。

何点かお聞きしたいですけど、陳情見ると県やセンターがきちんと吉谷先生の話の聞けと書いてありますよね。聞いてないという判断をどうされたのかということと、それとこの吉谷先生の福井水源地等に対する影響というのも含めて今、県が県議会で条例を立てて調査会つくってるわけですから、僕からするとある程度そういった危惧する面も含めながら、直接きちんと面談したかどうかは別ですよ、吉谷先生と。そういった情報も得ながらそういう動きをしているというのだと、僕はきちんと聞いてないとか無視してるという意味には当たらないんじゃないかな。それをこういう陳情が今この時期、県にそういった調査会ができて審議されてる時期に持ってこられたというのは、ある程度そういう見解を出された理由というのをはっきり伺いたいということと、もう一つは、どの場で聞いてほしいのかというのは、これが想定されてるのは今、県が条例で審査している調査会の委員に、四、五人選ばれますよね、その中に入れるべきだというお考えでこれが出てくるのか、そこら辺も含めてお答えいただきたいと思います。

○安田委員長 山根様。

○山根氏（参考人） 今の吉谷先生の声を保県や事業センターは本当に聞いてないのかということなんです、私は鳥取県は吉谷先生と直接会って話は聞いてないと。

それから事業センターについては、ある議事録を見せてもらったことがあるんですが、どっか非公開で会われたということは聞いていますが、しかし、鳥取県にしても事業センターにしてもそういう汚染されるかもしれないというようなことを言っておられる声に対してそれを聞いて、住民に対して聞いたけども、そういうことは、吉谷先生の意見は大丈夫でしたということをして住民に対して示したことはありません。ですから直接に会ったか会わないかというのは私もちょっと余りよくは確認しておりませんが、今までの経過はそういうことだろうと思います。

それから今、知事が県独自で水質調査をすると言ってます。でもこれには県が中立的な立場でそういう先生方呼んできてやると言ってることであって、それはそれで調査委員会いいと思いますが、私が今ここで言ってるのは、やっぱり鳥取県、県民の代表である知事とか、それから事業センターが直接にこういう意見を、見解をしておる吉谷先生の意見を聞いて、それで住民にその答えに対して安心感与えると、そういう流れをやっぱり一応県と事業センターやるべきだという意味での陳情にさせていただいております。

○安田委員長 ほかに参考人への質疑ありますか。

土光委員。

○土光委員 この陳情の趣旨としては、吉谷先生の言ってることきちんと聞いて反映してほしいという、そういうことだと思います。

まず、その吉谷先生が言ってること、どういうことを言ってるかをどういうふうに把握してるかということを知りたいので、質問します。これまで守る会の皆さんが吉谷先生と直接何か話を聞いたり、勉強会とか、そういったことはあったのですか。

○安田委員長 山根様。

○山根氏（参考人） これまでに水を守る会とか、今、一緒に連名させていただきとります淀江を愛する女子会の会の会員たちと一緒に勉強会を過去、僕の記憶では2回は行ってあります。吉谷先生を呼んでですね、勉強会は行ってあります。

○安田委員長 ほかに。

土光委員。

○**土光委員** 吉谷先生、ちょっと何歳かはっきり言えない、かなり高齢であることは事実なんですけど、今回市長が市民説明会の場で産廃の話が出たときに、吉谷先生は高齢なので、後は特に言わなかったんだけど、高齢なので何か直接会えないか、話を、そこまで言わなかった、そういう言い方をしました。

確認なんですけど、過去2回勉強会したということなんですけど、今でも守る会の皆さんは吉谷先生と電話とか連絡とり合って、いろいろ情報交換をしているのですか。

○**安田委員長** 山根様。

○**山根氏（参考人）** この1年と申しますか、この1年ぐらいは直接に会ってお話はしてないんですが、うちの会員が吉谷先生と電話連絡で、吉谷先生も心配しておられる、こちらの今の状況はどうだというやりとりは現在もやっておられます。ですから全くもうそういう話ができないという状態ではありません。現在も行っております。

○**安田委員長** いいですか。

土光委員。

○**土光委員** 過去2回勉強会したということで、具体的に例えばどんなことを吉谷先生が言ってるのかというのはちょっと例でも知りたいのですが、例えば一つ、これも市民説明会で市長が産廃でこういうふうに安全だよという説明を市民にしました。三重構造で遮水シート、ベントナイト、遮水シートで、もし上の遮水シートが漏れてもベントナイトは水を吸って固まるからそこで水がとまるというふうな説明をしたのですが、吉谷先生もあの三重構造に関してベントナイトに関してお考えを述べていると私は聞いてるんですけど、吉谷先生は三重構造、遮水構造の三重の間にあるベントナイト、これに関して吉谷先生の見解、安全性という視点からの見解はどういうふうに言ってた。もし御存じだったら。

○**安田委員長** 山根様。

○**山根氏（参考人）** 今回この陳情に書いてるところは、汚染水が福井水源に行かないとは限らん、行く可能性があるというようなことおっしゃってるのは事実ですが、今の具体的な遮水シートの中にベントナイトを敷いて、それで安全だということについては、吉谷先生は、やっぱり水は含むと、ベントナイトというのはね、そういう土なんだ。けども、そこに水を含んでいけば非常に水を含んで重たくなってくると。その重さが下に敷いているビニールシートを逆に荷重をかけて破る、破れる可能性がある、危険性があるということ、破れる可能性があるということは言っておられます。

○**安田委員長** いいですね。

（「あと一点」と土光委員）

土光委員。

○**土光委員** 吉谷先生の地下水の流れで水源地のほうに流れないとは言えないと。それは議会でもいろいろ紹介されてるので、それはあえて聞きません。

今、矢田貝委員が指摘した雨が降ったときの排水の容量、これに関しても吉谷先生は今計画されている設計想定に関して述べているというふうに私は聞いてるんですけど、その辺ももし御存じでしたら吉谷先生はどのように評価してるか説明してもらえませんか。

○**安田委員長** 山根様。

○**山根氏（参考人）** 済みません。具体的な降雨量の問題については、環境影響評価の中

で事業センターがこれまでの30年間のデータに基づいて計算しているというようなことは言っております。ただ、今、矢田貝委員が言われたように、本当にそういう計算では非常に合わないということは思っています。

ただ、この具体的なことについて吉谷先生がどういうふうに言っておられるのか、ちょっと今記憶にないです。

**○安田委員長** ほかに質疑はありますか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 本日お忙しいところ、お時間も遅くなって、ありがとうございます。

済みません。1点だけちょっと聞かせてください。吉谷教授さんなんですけど、陳情理由のところいろいろ書いていただいていたんですが、どう言っておられるのかというのと、あとは大学の先生様、いろいろ研究しておられるとは思いますが、メインで研究されたりとか、その辺の専門性が、ちょっとどこを専門にされとるのかなというのもありまして、そこ伺ってもよろしいでしょうか。

**○安田委員長** 簡潔に。

山根様。

**○山根氏（参考人）** 吉谷先生の、私らも聞いてるところによると、米子市で40年間ぐらい、米子市水道局と一緒に40年間ですか、調査されたということは、もう確実に聞いております。

ですからその研究の分野、ちょっと済みません、地質なのか、水質なのかははっきりわかりませんが、そうやって危ないということを指摘されてるのは吉谷先生だということだけは申し上げておきたいというふうに思っております。

**○安田委員長** ほかにありますか。

ないようですので、参考人に対する質疑を終結をいたします。

ありがとうございました。傍聴席にお戻りください。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員、又野議員及び国頭議員から説明を求めます。

初めに、土光委員。

**○土光委員** 私は、やはり地理的には水源地の上流だということで、本当に心配している。今は事業センターは、調査の結果、流れないと言ってるからつくると言ってるんですけど、吉谷先生はそれに関して具体的な疑問を呈しています。やはりその疑問をきちんと県も事業センターも聞いて、その疑問に関してきちんと説明する、それがないと不安は解消されないし、それが吉谷先生の指摘が正しければ、やはり産廃処分場は水源地の上流にはつくらないということで、知事も場合によっては白紙というの、私はそういう意味でとってるんですけど、この産廃計画、きちっと疑問を呈してる、一番現地の地形、水よく知ってる方の話を聞くというのは当然なことだと思いますので、採択をお願いします。

**○安田委員長** 次に、又野議員。

**○又野議員** 賛同理由を述べたいと思います。

先ほどからありますけれども、吉谷教授、水道水源の確保のために長年米子市周辺の地下水の調査をされてきた方ということなんです。産廃処分場がどうこうというのではなくても地下水についての話を聞くにはこれ以上最適な方はいないと思いますので、当然話をする

べきだと思います。それも正式にきちんと意見を聞いて、その意見についてやセンターはどう考えているのか公の場で住民に説明することは、皆さんの不満、不安を解消するためにも絶対に必要なことだと考えますので、この陳情を採択すべきだと考えます。

○安田委員長 次に、国頭議員。

○国頭議員 知事が地下水の再調査をされるということに至った経緯は、ちょっと聞いているところによりますと、やはりこの吉谷教授の意見、その地下水につながっているんじゃないかというような意見もあるということを含めて今まで取り入れてきてないので、ということでされているんじゃないかというような話もあります。であるならば、その再調査のきっかけとなった吉谷先生の、米子市の水道もかかわっていた吉谷先生の意見を、しっかりと調査において、県、また事業センターもですけど、調査会のメンバーなり、しっかりと意見を聞くべきだと思いますので、この陳情の趣旨に賛同ということをお願いいたします。

○安田委員長 賛同議員による説明は終わりました。

委員の皆さんから質疑はありますか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

三鴨委員。

○三鴨委員 三鴨です。さまざまな疑問であるとか不安がある中で、このたび県のほうが独自の調査をされるということまで踏み込まれました。その中で、あくまでこの中立の立場を貫くというのは大前提といたしまして、日本地下水学会の前会長であります嶋田教授に人選を依頼したというふうに向っております。そういった中で、中立性を貫くという観点から、議会が特定の人の名前を出して、議会としての意思を示すというのは適当ではないというふうに向っておりますので、不採択をお願いいたします。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 先ほどから少し話題に出ておりますけど、今回知事のほうが調査をされるということで、県のほうでも今後、調査委員会が始まっていくんだろーというような認識でおります。その中で、現時点で、先ほど三鴨委員もおっしゃられましたけど、人選について議会のほうからといいますのはちょっとなじまないかなと思いますので、県のほうの調査をしっかりと伺っていきたくて考えておりますので、現時点では不採択をお願いいたします。

○安田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 質問させていただいたり、先ほど賛同議員からもお話があったように、県やセンターが全く無視をしているとか、話を聞いてないということはないだろうなと思うんですね。そういった吉谷先生も含めたいろんな意見を聞いたから、先ほど来、話がありますように、調査委員会の設置に向けて今、県議会で議論がされているんだろーと思います、それは。今の時点でそういったもう動きがあるわけですから、私はやっぱり委員会で、日本の権威の中で議論されるべきであるし、そこにはそういう委員会をコントロールするか、そういった意見を持ち込まずに議論していただきたい、結果を出していただきたい、そしてその結果を市民なり県民に公表していただきたいというふうに向っておりますので、今そういう動きがある中では、吉谷先生のほうを、私はこれを現に進めるというのには採択し

ないという考えでございます。

○安田委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私も採択しないをお願いいたします。知事が、11月ですか、おっしゃいましたように、県としても中立的、高度な水質等の調査をされる方向ということですので、それを今、見守っていく段階ではないかなというふうに思っておりますので、陳情につきましては不採択をお願いいたします。

○安田委員長 安達委員。

○安達委員 県の動きもるる言われる方もありましたが、自分もわからないところがあって、西部総合事務所の担当のほうに伺って、県のほうが、2つの部、今までは生活環境局の部局で会合ということをしておられたけれども、それを変えて総務部と県土整備部で、より公平というのでしょうか、捉まえをしようというところで今、対応を進めていますというところを聞いておまして、そういうところをもってすれば、吉谷先生のこういったテーマで陳情が上がってきましたですけれども、全体の全国的なそういった専門委員さんが構成ということよりも選ばれて、これから調査が進むだろうと思っていますし、先ほどの陳情でも言いましたが、議会としても、市の土地を提供するに当たっては、より丁寧に、より慎重に、より安全を担保するいわゆる条件をつけて回答したわけですから、ここは、そこを見守りたいということで、不採択を主張したいと思います。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 採択を主張したいと思います。平成17年3月に米子市水道局が「米子平野の水資源」という冊子を発刊されたわけですが、その巻頭に、当時の水道局長がこのように書いてある部分があります。読み上げます。今から23年前、私たちは地質学の研究者である鳥取大学教授、吉谷昭彦氏、現名誉教授を訪ねました。以来、お客様の立場に立った中長期的な水資源確保や地下水開発の必要性について御指導いただきながら、水浜水源地の開発、老朽化した取水井戸の更新に向けての調査・研究等を行ってまいりました。ペットボトル、米子の水で好評を博した車尾水源地深井戸2号の完成も吉谷教授の御協力があってこそできたことです。

こういうふうに高く評価されていて、そして吉谷名誉教授は、米子市の特別功労者にも選ばれているといったことですね。本当に米子市を中心とした西部地域の地下水の流れについて、これほど熟知された方というのはおられないじゃないかというふうに考えます。今、県のほうが地下水の流向調査をやるということです。いろいろな専門家の方が加わるということが言われるわけですが、やはりここは一番熟知された吉谷教授を除いては画竜点睛を欠くというふうなことになりかねないというふうに思って、やはり米子市としてもこういう功労のあった吉谷先生の見解をそういった流向調査に反映させていくということが、私は必要だというふうに考えます。採択です。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 採択ということで。この陳情というのは、先ほど不採択の理由の一つで、県がこれから地下水の調査をする。その人選に関しては議会としてというふうなことも……。

（「言っていない」と渡辺委員）

言ったように聞こえたのですが、まずこの陳情は……。

（「人選には含まれてないって多分答弁された」と渡辺委員）

この陳情自体は、県の地下水の調査委員会に、例えば吉谷先生を入れてくださいと、人選に関与してくださいとは全く触れてないです。

(「それはそう、聞いた聞いた、質問で。答えてもらった、そうでないと」と渡辺委員)

はい、わかりました。だから要は、ここで言っているのは、吉谷先生、さまざまな疑問を呈している、つまり水源地のほうに流れないということに関していろんな疑問を呈している。で、何度も言われていますけど、吉谷先生はそういったあの場所の地下を熟知している方です。その方がそう言うからには、なぜそういうふうになるのか、判断するのか、そして流れないというんだったら、そういう吉谷先生の指摘に関して、こうこうこういう理由でそれは当たらない、そういったきちんとした説明責任を県も事業センターもやるべきだと思います。そういったことをきちんと議会として県や事業センターに要請してくださいという陳情なので、全く真っ当な陳情だと私は思っています。

私の知る限りは、県は直接、公式でということですけど、吉谷先生に直接出合って話してないと思います。米子市はしていません、それは確定しています。事業センターは1度だけ、2016年に、2時間ぐらい長い時間でいろいろやりとりしています。その議事録は事業センターはきちんと公文書公開に出しています。それを見るとかなり吉谷先生は事業センターの地下水の調査に厳しいことを言っています。だから本当は、事業センターはそれを説明するんだったら、吉谷先生は調査にこういうふうには指摘された、こういうふうに言われた、でもこうだよという、そう説明をすべきなんです。それを全く吉谷先生にこんな指摘をされたとか、全く触れずに、単に流れないとか、そういった聞いて、それに対して住民に対して説明をしてない。それをきちっとすることが不安を解消することだと。私自身は、あそこに産廃処分場ができることは反対ですけど、つくるんだたらそういったことをきちっと説明して、不安を解消してやるべきだと。そういった意味でこの陳情、ぜひ議会として県や事業センターに要請していただきたいと思います。

**○安田委員長** 討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

陳情第57号、吉谷昭彦鳥取大学名誉教授の見解をきちんと聞くよう県及び環境管理事業センターに要請することを求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…岡村委員、土光委員]

**○安田委員長** 賛成少数であります。よって、本件についての陳情については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第57号について、委員会審査報告書に記載される意見の取りまとめを行います。採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○安田委員長** 御異議なしとありますので、そのように決定をさせていただきます。

民生教育委員会を暫時休憩をいたします。

午後3時12分 休憩

午後3時39分 再開

○安田委員長 民生教育委員会を再開をいたします。

市民生活部から2件の報告を受けます。

まず、令和元年度ヌカカ対策事業の実施状況について、当局からの説明を求めます。

大峯環境政策課環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 令和元年度ヌカカ対策事業の実施状況について御報告いたします。

1、ヌカカ抑制対策のモデル事業についてでございますが、1ページをごらんください。ヌカカ被害軽減対策としましては、これまでの調査研究により得られた知見を活用し、被害予防方法などの広報による注意喚起を行うとともに、発生抑制対策の検討を進めているところでございます。調査研究の中で被害を与える種とその主な発生源が特定され、その発生土壌における駆除手法の有効性が確認されております。本モデル事業は、その駆除手法を実践し、地域で継続的に実施可能な取り組み方法を検討するために行っているものでございます。(3)、①に実施スケジュールを記載しておりますが、モデル地区であります彦名地区におきまして、ヌカカの発生時期の前、4月から5月の間に、(2)、②に記載の単価により、申請のございました11人の土地所有者及び10の自治会に補助金を交付いたしまして、住宅地周辺の荒廃農地にて石灰散布などの駆除作業を行っていただきました。実施面積につきましては、(3)、②に記載しております、約10万の住宅地周辺の荒廃農地のうち、土地所有者と自治会によるもの合わせまして、約6万実施いただきました。

2ページ目をごらんください。(3)、③の表に作業内容ごとの実施面積及び補助金交付額の内訳を記載しておりますが、総額は112万8,420円でございます。駆除作業実施後に、モデル事業の効果やニーズなどを把握するため、(4)のとおりアンケート調査を実施いたしました。②の効果につきましては、事業が実施された土地の周辺におきまして、例年に比べヌカカの発生量や健康被害が少なかったと感じられた方の割合が高かったことから、一定の事業効果はあったものと考えております。③の事業に対するニーズについてでございますが、地域全体としては肯定的な意見が多かった一方で、実際に作業された方からは、個人所有地は個人が管理すべきものであり、公費を充てることや自治会が作業を肩がわりさせられるのはいかなるものかという否定的な意見もございました。

続きまして、3ページ目をごらんください。次に、虫よけ剤の普及啓発についてでございます。市報などにより予防方法を広報するとともに、ヌカカの発生時期の前に弓浜地区の保育園や小・中学校など合わせて20施設に、肌や着衣の繊維に優しい虫よけ成分、イカリジンという成分を含みました新製品の虫よけ剤を配布して使用していただきました。その使用感としましては、アンケート結果のとおりおおむねよい評価をいただいております。今後においても使用の普及のための広報を行っていくこととしております。

最後に、3、今後の対策についてでございますが、モデル事業を継続し、より効果的、効率的な作業方法を検討するとともに、地域で実施可能なヌカカ対策のスキームづくりを検討することとしております。御報告は以上でございます。

○安田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様の方から質問等ございますか。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、次に行きます。

次に、米子市災害廃棄物処理計画（案）の策定について、当局からの説明を求めます。  
田子クリーン推進課長。

**○田子クリーン推進課長** 米子市災害廃棄物処理計画（案）の策定について御説明させていただきます。

お配りいたしました資料でございますが、表題を記載しました表紙と、資料が3種類、3種類につきましては、計画案の概要版、本編になります一番分厚い計画（案）、一応本編と呼ばせていただきます。もう一つが資料編の原案、以上3種類をお持ちと思います。御確認ください。

最初に、表紙のほうでこれまでの経過を説明しますので、ごらんください。当初、令和元年度において、市町村版の災害廃棄物処理計画（案）を複数市町村で策定する場合には、その策定経費の補助制度を県が創設する予定だったため、周辺市町村から一緒に策定したいとの相談を受けておりました。米子市では、策定作業を進めておりましたので、本年3月の市議会での委員会におきまして、米子市版の計画（案）の概要と状況を御報告し、周辺市町村と協議を行うこととしておりました。しかし、令和元年度になりまして、県から補助制度が創設できなかったとの連絡がありましたので、周辺市町村と協議した結果、各市町村単独で計画（案）を策定することに変更し、このたび本議会、この委員会で米子市災害廃棄物処理計画（案）の案を策定し、御報告するものです。

下段の本日以降の策定スケジュールについて説明いたします。今後のスケジュールをごらんください。令和2年1月14日から2月14日まで、パブリックコメントを実施する予定にしております。およそ1カ月間を予定しておりますが、広く御意見を頂戴するために、広報よなご2月号に關係記事を掲載する予定です。広報よなご以外の周知方法は、記載しておりますとおりでございます。パブリックコメント終了後、結果がまとまり次第、市議会に御報告し、計画を作成する予定にしております。

それでは、計画（案）について説明させていただきます。本編を使いますと膨大な分量になりますので、主な御説明は、表紙がカラー刷りになっています概要版によってさせていただきます。

先ほど申しました本年3月の委員会で御説明した資料の説明の項目を一部ふやし、最新の数値が入手できたものは修正しております。3月の委員会での説明をお聞きになった方は、重複する説明内容がありますことを御了承ください。

最初に、1ページの1でございます。計画策定の目的を書いております。

次に、2、計画の位置づけですが、図1のほうに示しております国の災害廃棄物対策指針や中国ブロック、県の計画などとの整合性をとりながら策定しております。

2ページ目をごらんください。3、対象とする災害及び被害想定ですが、市内で大きな被害が想定されます表1の2つの断層、F55断層、鳥取県西部地震断層と、表2の日野川水系による水害、この3つのパターンの被害を想定しております。

お隣の3ページをごらんください。4、災害時に発生する廃棄物の種類ですが、こちらは表3に示しておる分類となります。

次に、5、災害廃棄物の処理主体ですが、災害廃棄物は一般廃棄物に当たるため、本市が主体的に処理を実施することとなります。ただし、必要に応じて県に災害廃棄物処理の事務を委託するということが想定しております。

下段をごらんください。6、災害廃棄物処理の基本方針ですが、こちらは表4のほうに4つの部分にまとめております。

めくっていただきまして、4ページをごらんください。7、組織及び協力支援体制です。市災害対策本部の清掃班はクリーン推進課と環境政策課が当たりますが、この清掃班を中心といたしまして災害廃棄物の処理に当たります。被災状況ですとか災害廃棄物等の発生量によりましては、県に対し支援を要請し、他の自治体や団体からの支援を得る必要がございます。

8、処理スケジュールについて。こちらにつきましては、別紙縦長A3のものを巻末につけております。説明の最後にごらんいただきたいと思っております。

9でございます。災害廃棄物発生量の推計ですが、想定いたします地震災害及び水害による災害廃棄物の発生量の推計を、表5と表6にあらわしております。

5ページをごらんください。10、災害廃棄物の処理フローにつきましては、図5のとおりとなっております。図中に用いられている数値につきましては、現時点で想定される最大の数値を、県のデータをもとに入れたものとなっております。10の中ほど、可燃物の中間処理につきましては、県が3年以内の処理を目標としております。この3年以内での処理を行うために、米子市クリーンセンターのほか、他の施設でも処理を行う必要があります。また、最終処分については、処理可能量を上回ると推定されるため、県に対し処理先の確保の調整を要請することといたします。

次に、5ページ下段、11、仮置き場、1枚めくっていただきまして6ページをごらんください。仮置き場でございますが、住民用仮置き場、一次仮置き場、二次仮置き場を想定してございまして、それぞれ定義の説明を書いております。表8に一次仮置き場の必要面積をまとめております。仮置き場につきましては、平時から候補地を選定しておくことといたします。

次に、12です。片づけごみの収集に係る必要車両台数を記しております。片づけごみを住民用仮置き場から一次仮置き場まで運搬するのに必要な車両台数を表9にまとめております。

次に、7ページをごらんください。13、生活ごみ、避難所ごみ、し尿についてですが、生活ごみ、避難所ごみにつきましては、仮置き場には搬入せず、既存の施設で処理を行うことを原則といたします。特に生ごみ等の腐敗性廃棄物につきましては、災害発生、発災後の3日後の収集再開を目標といたします。また、し尿の収集・運搬車両が不足する場合や浄化場の運転停止など処理に混乱を来す場合には、県に調整を依頼し、収集車両や処理先の確保を行うこととしております。

14、住民等への啓発・広報について記載をしております。

7ページ下段、15でございます。災害廃棄物処理計画の点検というふうに記載しておりますが、災害時に速やかに行動するために、引き続き、県などが実施しております訓練やワークショップに参加し、精度が高まるよう研究を続けていく必要があるというふうに考えております。

最後に、巻末につけておりますA3判縦長の図4でございますが、災害廃棄物処理の基本的な流れを記載しております。災害発生後、しなければいけない各区分ごとに、災害応急対応から復旧・復興までの大まかな流れを表示しております。

資料の説明は以上ですが、冒頭で申しました今後のスケジュールのパブリックコメントを実施する際には議員の皆様にお知らせ資料を御提供させていただきますので、どうかよろしくをお願いします。以上でございます。

○**安田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見ありますか。

土光委員。

○**土光委員** 今回、単独で計画（案）をつくったということで、一つ、単独ということは、今、この概要版の中身でいろいろ数字が出てきています。この数字は、米子市内のみの数字というふうに理解していいですか、全て。

○**安田委員長** 田子クリーン推進課長。

○**田子クリーン推進課長** 米子市についての数字を、いろんな文献から引っ張ってきて載せております。以上です。

○**安田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと例えばですけど、5ページに搬出先でクリーンセンターで、これは2.7年ですよ、4万4,500トンか、この数字も米子市内から出てくるもののごみがクリーンセンターに行く数字というふうに理解していいんですか。

○**安田委員長** 片山生活環境担当係長。

○**片山クリーン推進課生活環境担当係長** こちらの数字は、米子市のみの数字となっております。

○**安田委員長** 土光委員。

○**土光委員** そうすると、実際は、例えばこういった災害が起きると、米子市内だけで起きるとは普通は考えれないので、実際クリーンセンターは米子市以外からのごみ来てますよね。だから4万4,500トンというのは、だから実際はほかからも来る可能性があるという前提ということなんですよ。

○**安田委員長** 片山生活環境担当係長。

○**片山クリーン推進課生活環境担当係長** 他の町村のごみが入る可能性もあります。災害時には、腐敗性、腐るようなものを優先的に処理する必要がありますので、状況によっては他の町村のものを処理するというのも可能性があります。

○**安田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 数字に関してはわかりました。で、この表紙で、単独、当初は共同で一緒にというか、周辺と協議してということだけど、補助金制度云々で単独とする、経緯はそれはわかりました。だから、要は補助金は出ないということで。ただ、補助金の関係はそうかもしれないけど、実際災害が起きるときは、普通は複数市町村で起きるというふうに想定すべきものだと思います。そうするとごみがどのくらい出て、どこでどう処理するかというのは、米子市だけのことを考えても現実的な数字には、想定には対処できるのかなというふうに思ってしまうので、だから今は単独でしたって協議しても、補助金は出ないものだからそれは仕方がないと思うんだけど、この効率的な実効性のある災害廃棄物処理計画をつくるためには、むしろ連携して相談しながらやったほうがよりよいものになるのではないかとちょっと思ったのですが、その辺どうなんでしょうか。

○**安田委員長** 田子課長。

**○田子クリーン推進課長** まず、補助金につきましては、外部発注の、主にコンサルとかの委託料になるんですけども、それが一つのプランつくるのにおよそ130万円、それで県が5分の1という補助制度をつくりかけておったんですけども、これがつくられなかったということでございます。それで、近隣市町村の作業は令和2年度になってから進むようございまして、まだ進んでおらないというふうに考えております。ただし、パブリックコメントのことも米子市分はございますので、ホームページにも記載しております、載せておりますから、またそれを見ながら、近隣市町村のほうから問い合わせとか、また御相談があれば、委員のほうがおっしゃいますように、それは拡大版をつくるとか、そういったほうも模索してまいりたいと思います。

**○安田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私が言っているのは、むしろ初めから連携すれば、そのスケジュール云々は当然いろいろ調整は出てくると思いますけど、この災害廃棄物が出るという想定は当然複数の、この地域で何か起こるということになると思うので、この計画自体も連携してやったほうがむしろいいものができるんじゃないかというふうに思うんですけど、それぞれ全く別にここに運ぶとって別々に考えて、実はそこは満杯になるみたいな、何かいうふうなおそれがないかなと思ったんですけど、いかがですか。

**○安田委員長** 田子課長。

**○田子クリーン推進課長** 原案の段階の御説明をさせていただきました。今の段階では、冒頭に申しました状況も踏まえ、米子市版ということでの御報告をさせてもらっております。委員のほうから御提案のありましたことにつきましては、今後の研究材料、周辺の市町村とも、そういった御意見ももとに、ちょっと意見交換はしてみたいと思います。

**○安田委員長** ほかにありますか。

岡村委員。

**○岡村委員** 関連しますけども、この処理計画というのは、いつまでに策定とかっていうのは目標というのはあるんでしょうか。

**○安田委員長** 田子課長。

**○田子クリーン推進課長** 昨年までは、県のほうが急いでつくるようにというふうにありましたけども、今の状況では、終期、終わりなり期限は特に聞いてはおりません。それで、今、委員のほうからも周辺版のことも御提言もありましたけど、県内の他の市町村はまだでき上がってないとは聞いております。以上です。

**○安田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 今触れられましたけども、周辺の市町村との結局整合性を図っていくという意味でも、来年度以降ということをおっしゃったわけで、周辺が、やっぱりそこら辺が米子は米子でつくったけども、周辺ときちっと整合性がとれてなかったということがあってはならんというふうに思うんです。そういった点で、やはりそこら辺はしっかりとれるような形で進めていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

**○安田委員長** ほかにありますか。

安達委員。

**○安達委員** ちょっと聞き漏らしたんですが、冒頭のところで、県の補助制度が創設できなかったとの連絡を受けたの中で、今、質問があつて、答弁の中で額も言われましたよね。

当初これこれの補助金額を予定しておられたようですがと数字があったんですが、ちょっとその数字と、これはもう単独でするしかないんですか、市が、この計画策定についてに係るものとしては。

○安田委員長 田子課長。

○田子クリーン推進課長 安達委員の質問にお答えいたします。

当初、県が考えておりました補助メニューでございますけども、一つのプランをつくるのに上限がおよそですが約130万円、129万6,000円、上限がそれで、その金額に対しての5分の1の補助制度を構築しようとしてましたけど、できなかった。

済みません、2点目は何でございましたか、申しわけございません。

○安達委員 額と、それから単独でするしかないのか、市が。ほかの補助制度は見込めないのか、国とか他の補助制度はないのかということですか。

○安田委員長 朝妻部長。

○朝妻市民生活部長 ほかの財源につきましては補助制度ございませんので、単市財源ということになります。

○安田委員長 安達委員。

○安達委員 それと、計画は今のところいつまでにということは定かでないと言われたんですけども、いつまでにつくりたいという考えは当局で持っておられますか。というのは、ある程度の時期にこういうものの処理計画を市民にお知らせする必要があるが非常に、今の今、災害が多発するんで必要な気がするんですけど、その辺の、この辺は計画策定の完成品を出したいなというのはないんですか。

○安田委員長 田子課長。

○田子クリーン推進課長 パブリックコメント、それから市議会議員様に資料提供もして、議員様のほうからも提言なり御意見も頂戴した上で、他のプランニングのパブコメのまとめを見ますと、順調にいくかどうかわかりませんが、3月定例会の委員会でまとめが報告できればよろしいですし、間に合わなかったら、もしかしたら4月にずれるかもしれませんが。早急に策定をしたいと考えております。以上です。

○安田委員長 いいですか、ほかには。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 本編の資料の最後ですけれども、第4章第4節の住民等への啓発・広報というところと、第5章、87ページの職員への教育訓練というところについてちょっと教えていただきたいと思うんですけども、具体的に職員への教育訓練というのはどのように周知、教育、訓練されていくのかという方法が見えていらっしゃるようでしたら教えていただきたいのと、それから具体的な場所を地域内の場所、それから避難所内ではどういった場所ということはある程度想定をしていくという意味で、職員プラス地域の中の防災リーダーのような中心となる方も、同じような情報として教育訓練を受けていくということが必要じゃないかなと思うんですけど、その辺の計画というのがもしおありでしたら教えてください。

○安田委員長 片山生活環境担当係長。

○片山クリーン推進課生活環境担当係長 まず、訓練についてですけれども、災害廃棄物の処理に当たっては、環境省ですとか県のほうでワークショップですとか図上訓練などが

実施されております。まずそれに参加をしまして、災害廃棄物の処理についての知識や手法を取得するということが重要だと考えております。それをもちまして、実際災害廃棄物の処理に当たるのが清掃班になりますので、清掃班の中で知識を共有したいと考えております。地域リーダーについてですけれども、今のところはまず職員の中で災害廃棄物が適正に処理できるように、まず勉強を深めたいというところです。まだちょっと地域リーダーまで、地域の方の研修までは、現段階では想定はしておりません。

**○安田委員長** いいですか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 計画にとまってしまうことがないように、ぜひ、そこでも同じタイミングで体験したHUGの中でも、避難所におけるごみ置き場はどうするのというテーマもありました。しっかりと市民がそれを共有しておくということが大事ではないかなと思っておりますので、まずは職員という思いもわかりますけれども、ぜひ住民の皆さんにどのように同じ思いに立っていただくのかという視点も忘れないようお願いしたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

**○安田委員長** 田子課長。

**○田子クリーン推進課長** 御意見につきまして承らせてもらおうと思っております。ありがとうございます。

**○安田委員長** ほかにありますか。

ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩をいたします。執行部の入れかえをお願いいたします。

**午後 4 時 0 5 分 休憩**

**午後 4 時 1 1 分 再開**

**○安田委員長** 民生教育委員会を再開をいたします。

議案第 9 3 号、米子市児童文化センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

池口子育て支援課長。

**○池口子育て支援課長** 議案第 9 3 号について御説明をいたします。

これは、米子市児童文化センターのプラネタリウムについて、令和 2 年 4 月に予定をしております機器等の更新の契機に観覧料を見直すとともに、プラネタリウムの観覧を促進するため年間パスポート券を発行することとし、これらに伴う所要の整備を行うため改正しようとするものでございます。

プラネタリウム観覧料は、平成 1 9 年に一般個人の観覧料を 2 1 0 円から 3 1 0 円に改定した後は、見直しは行っておりませんでした。このたび令和 2 年 4 月に予定している機器等の更新とリニューアルオープンの契機に見直すものでございます。類似施設の状況を参考にいたしまして、一般料金は 3 1 0 円を 5 0 0 円に改定いたしますけれども、小・中学生の観覧料につきましては据え置きとするものでございます。なお、子どもの居場所の確保を図る観点から、土日祝日、夏休み等の休校日につきましては、小・中学生等の観覧料は免除といたしております。このほか、7 0 歳以上の方、障害者手帳を持参された方やその付き添いの方は無料に、とっとり子育て応援パスポートを提示された方は団体料金と

しております。これらの減免措置は引き続き行うこととしており、減免の内容等は児童文化センターホームページに掲載をしておりますが、利用者の方にも周知するように工夫をしたいと考えております。施行期日は令和2年4月1日でございます。説明は以上です。

○安田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございますか。

安達委員。

○安達委員 今、改正をしたり、いろんな来年の予定の中で、夏休みとかがって言われた中で、春休みも含まれるか、そこだけ一点お聞きします。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 委員のおっしゃるとおり、春休みや冬休みの長期休業中についても、減免の対象としております。

○安田委員長 いいですか。

○安達委員 はい。

○安田委員長 土光委員。

○土光委員 1つだけお聞きします。年間パスポート1,800円ですよね、これどういう考え方でこの金額が出てきたのか説明聞きたいです。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 プラネタリウムの上映内容につきましては、毎月テーマを決めて上映内容を変えているところでございます。こういうことを広報していくとともに、繰り返し観覧していただきやすくするように年間パスポートという区分を新設するものですが、春夏秋冬の四季にごらんいただくということを想定いたしまして、4回分よりは少し低い額ということで設定をしております。

○安田委員長 ほかにありますか。

反対の方はおられますか、ないですか。

〔「なし」と声あり〕

それでは、これより採決をいたします。

議案第93号、米子市児童文化センター条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号、米子市なかよし学級条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

池口課長。

○池口子育て支援課長 本市が行います放課後児童健全育成事業なかよし学級では、条例に基づきまして徴収する利用料とは別に、おやつ提供や文具等の消耗品に係る経費として学級費の名目で月額1,000円、夏季休業期間にあつては1,500円を保護者から現金で徴収しておりました。このおやつ代などを利用料に含めて市の歳入金として徴収することで、これまで会計外であった現金の取り扱いを見直すものでございます。保護者の負

担額につきましては、現行と変更はございません。施行期日は、令和2年4月1日からといたしております。説明は以上です。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

何か質疑等ございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○安田委員長** 反対の御意見はないですか。いいですか。

〔「なし」と声あり〕

**○安田委員長** それでは、これより採決をいたします。

議案第94号、米子市なかよし学級条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、米子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

池口課長。

**○池口子育て支援課長** 放課後児童健全育成事業に従事する者の配置基準につきましては、厚生労働省令で定める基準に従うものとされておりましたが、児童福祉法の一部改正に伴いまして、令和2年4月以降は、地域の実情に応じて市町村の裁量で定めることが可能となりました。配置基準につきましては、これまでも放課後児童支援員の資格取得の要件が厳しいことや、人手不足が以前から指摘されていることなどから、国において研修を終了した者とあるのを、平成32年3月31日までに研修を終了することを予定した者を含むとの計画値を設けられていたところでございます。

本市におきましても、民間事業者にアンケートをとりましたところ、半数以上の事業者から計画値が終了すると職員2人の配置はできるが、放課後児童支援員の資格所持者の配置について基準違反となる可能性があるとの回答を得ております。これらを踏まえ、子ども・子育て会議での議論を受けて、放課後児童支援員の資格要件を拡大しようとするものでございます。

改正の内容ですが、放課後児童支援員となるためには、保育士資格などを持っているまたは放課後児童支援事業に2年以上従事するなどの資格要件と、都道府県知事が行う研修を修了することの2点が必要となっております。これについて、保育士等の資格がある者につきましては、都道府県知事が行う研修を3年以内に修了することを予定している者を任用の日から放課後児童支援員とみなすのが1つ、もう一点は、保育士などの資格がない者につきましては、2年以上の実務経験を経ることで研修の受講資格を得ることができませんが、これを所定の実務経験を経て都道府県知事が行う研修を受講する予定としている者を、任用した日から放課後児童支援員とみなすというものでございます。

それから、この改正内容の2のほうでございますけれども、これは令和2年3月31日で計画値が終了することから、それまでに研修受講資格を得ている者につきましては、研修の受講の機会の確保が困難である場合は、令和5年3月31日までに研修を修了すること

を予定していれば、引き続き放課後児童支援員とみなすということで、さらに研修修了までの期間の猶予を与えるものでございます。施行期日は令和2年4月1日としております。説明は以上です。

○安田委員長 説明は終わりました。

質疑等ございますか。

岡村委員。

○岡村委員 私は、この条例のいわゆる制定について反対する立場で何点かお伺いしたいというふうに思うんですけども、まず、こういう規制緩和で児童支援員、これもなかなか確保が難しいからというふうな形だと思うんですけども、実際今、現場でこうした正規のいわば資格を持っている者以外というのは、どの程度従事されているのかというのは把握されているのでしょうか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 経過措置を利用しているという場合もあるとは存じますがけれども、2人配置するうちの1人以上は資格がある支援員を配置しているというふうに考えております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 2人のうち1人という形なんですけども、それ以外、いわば今、なかよし学級、それから民間の児童クラブ、そういった方で2人ともそういった正規の資格がないという方はおられないですね、ないわけですね。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 おられないというふうに聞いております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 それと、なり手が確保が難しいというふうなことなんですけども、前の議会でも一般質問で取り上げさせていただきましたけども、こういったなり手が不足するという状況の中で、欠員が生じているといった場合というのが現在でもあるのでしょうか。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 なかよし学級につきましては、各なかよし学級に2人以上の配置というのを目指しておりますけれども、委員おっしゃるように欠員があるなかよし学級もございます。ただ、パートの職員ですとか、支援員が休暇をとるときにかわりを行う者がおりますので、それらの者の中で資格がある者というのがかわりを務めているというふうにさせていただいております。

○安田委員長 岡村委員。

○岡村委員 私はやっぱりこういった単に規制緩和で資格が本当は正規の者ではないのに従事させるということというのは、やっぱりやるべきではないというふうに考えます。やはり働く条件ですね、処遇ですとか勤務条件、そういったものを改善させていって、本当にどなたもやっぱり働きやすい、そういった環境にしていくということが市としては、やるべきだというふうに考え、この議案については反対いたします。

○安田委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と声あり〕

○安田委員長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第95号、米子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…安達委員、奥岩委員、土光委員、三嶋委員、矢田貝委員、渡辺委員]

**○安田委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩をいたします。

**午後4時23分 休憩**

**午後4時41分 再開**

**○安田委員長** 民生教育委員会を再開をいたします。

福祉保健部から4件の報告を受けます。

まず、米子市地域“つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）の素案について、当局からの説明を求めます。

大橋次長。

**○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長** 1年半をかけてつくってまいりました米子市地域福祉計画・活動計画、今は地域“つながる”福祉プランというふうと呼んでおりますけれども、その素案ができて、今月からパブリックコメント手続に入ります。その前に、あらかじめ議会に対して報告をするところでございます。

計画の趣旨につきましては、ここに書いてございますが、計画の名前であるつながる、人のつながり、地域共生社会の実現に向けて米子市及び米子市社会福祉協議会が今後5年間でとっていく行動について記述した計画となっております。

計画のつくり方を以降に書いておりますが、資料5番の中をごらんいただければ、非常にたくさんの方から意見を採取できたことがおわかりかと思えます。決して机上の空論ではなくて、米子市の特性、事情に応じて計画をつくってまいったというふうを考えております。

続きまして、次ページでございまして、7番に計画の理念と目標を書いてございます。地域共生社会のアイデアであります、ともに生き、ともに輝き、ともにつくるということを理念といたしまして、以降演繹的に施策を展開しております。基本目標として3つを上げて、その下に基本計画17をぶら下げております。さらにその下に事業が全体で93設定をされておまして、これを同時的に展開してまいりまして理念を実現したい、こういうふうを考えているところでございます。

今後計画の進め方ですけれども、一応8番に書いてございますように、庁内でも検討会議などを開きまして、庁舎全体を挙げてこの計画の実現に取り組みますほか、社会福祉審議会等によりまして進行管理などをさせていただき、そういう考えで進めてまいりたいと思えます。

9番のところ、今後の予定のところでごらんくださいませ。パブリックコメントを下記のとおり実施したいと思っております。12月18日水曜日から来年の1月17日と、ほぼ1カ月の日程でパブリックコメントを実施をしたいと思っております。そのパブリックコメントを受けまして、2月の下旬にはパブリックコメントの取り扱いについて策定委員会を開催して審議をして、計画案を確定し、3月には公表という段取りで進んでまいりたい

と思っております。冒頭申し上げたように、漢字がいっぱい並んだ計画の名前よりも、計画の趣旨がはっきりわかる地域“つながる”福祉プランという愛称もつくりました。どうぞ議員の皆様方もこの話題になったときには、“つながる”プラン、“つながる”プランと宣伝をしていただければ大変ありがたいと思います。以上でございます。

**○安田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から何か質問等ございますか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 市と市社協の取り組みの各項のところの担当のところの表記の仕方ですけれども、市というところにつきましては、担当課を明確に書いたほうがわかりやすいんじゃないかという策定委員会の中で声が上がっていたと思うんですけれども、あえてそれを担当課にしないで市とされたというのは、意味があるんでしょうか。

**○安田委員長** 中本地域福祉推進室長。

**○中本福祉政策課長補佐兼地域福祉推進室長** 担当課の表記の件につきましては、策定委員会の後に違った意見も出てきまして、端的にまず結論から言わせてもらいますと、今回のパブリックコメントの経過を受けまして、次回の策定委員会のほうでもう一回議論をしたいというふうに思っています。具体的には、その担当課名を出すことによって、さまざまな計画のつくりでごらんになっておわかりのように、かなりの数の課がかかっているような事業もございます。あえて所管課を1個、2個上げてもいいのかもしれませんが、そうしたときに自分のところの課じゃないというような意識も出てくるんじゃないかというような、会議の後にそういった意見をちょっと委員さんのほうからいただいていたこともありまして、再度策定委員会のほうでパブリックコメントの経過を見まして、議論したいというふうに考えています。以上でございます。

**○安田委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** わかりました。あと2点お願いします。34、35あたりのところで、各福祉分野の方向性というところがあります。この全体を見たときに、ああ、こんな項目もあってほしいなって願っていたようなところが、地域の防災であるとか、認知症のことであるとか、ひきこもりだったり移動支援ということで、項目としてはばっちりを入れていただいているなということで、内容の濃いものができるというふうに思うんですけども、この福祉分野の方向性のところの項目というところが、福祉保健の中の各部から、こういった方向で行くんだよというところでの書き込むことができたというふうには思っているんですけども、そうじゃないところ、地域防災であるとか住宅セーフティーの問題であるとか、交通弱者のこと、またコミュニティ・スクールのことというような、もう少し違った庁内のところから、この計画に対してこんな思いでこの計画にかかわっていくんだよというようなことが上がらなかったのかなと思うんですけども、その点は御検討されなかったんでしょうか。これは、きょうを迎えるまでも課の方のほうにはちらっと意見としては伝えたつもりではあったんですけど、その点どうでしょうか。

**○安田委員長** 中本地域福祉推進室長。

**○中本福祉政策課長補佐兼地域福祉推進室長** 今の矢田貝委員さんの意見、質問についてでございますが、具体的に福祉保健部以外の庁内検討委員会の構成の課のほうから、ほかの部のほうから具体的にこういうような視点でという、今みたいな視点でという御意見は

ちょっといただけなかった部分はあるんですけども、前日も委員会でもお話ししたとおり、こちらの計画自体が、まず社会福祉法の改正もありまして、福祉分野の上位計画という位置づけがございますので、そういった意味で、各福祉分野の方向性というものをこの箇所で大きく掲げさせていただいたということがございます。

**○安田委員長** いいですか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** もう一点、最後お願いします。パブリックコメントに当たりまして、これがかかなり厚い資料になります。本当にしっかりと読み込んでいただきたいことというところを伝える意味で、概要版というものの2つ読んでいけばいいというような、読み切りたい方は全部、ざくっとこういった形になるんだよと知りたいという方に少しコンパクトになったものがあるのもいいんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

**○安田委員長** 中本地域福祉推進室長。

**○中本福祉政策課長補佐兼地域福祉推進室長** ごらんいただいておりますと思うんですけども、きょうお手元にお配りしている計画素案のうち、半分近くが資料編という形になってございますので、そこら辺の出し方というところもあろうかと思うんですけども、今おっしゃっていただいたとおり、計画の概要版というものは最終的には完成させていただいて、皆様のお手元にお配りしようとは思っておりますが、あくまでパブリックコメントとして今の委員さんの質問にもあるんですけども、全部の素材を含めて提示したいという思いがありまして、こういう形で措置したというところがございます。

**○安田委員長** ほかに質問等、御意見ありませんか。

ないようですので、次に行きたいと思います。次に、米子市手話言語条例に基づく施策推進方針の策定について、当局から説明を求めます。

仲田障がい者支援課長。

**○仲田障がい者支援課長** 米子市手話言語条例に基づく施策推進方針の策定について御報告させていただきます。

平成31年3月に米子市手話言語条例を制定させていただきました。その条例の第5条で、手話言語に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進方針を策定すると定めております。ことし5月の本委員会で推進方針策定に係るスケジュールも御説明したところですが、ろう者の方、支援者の団体の方等から御意見を伺う意見交換会を3回開きまして、そういうような御意見等をまとめて素案を作成し、先月から今月の初旬にかけてのパブリックコメントを経て、このたび推進方針としてまとめました。

1、推進方針の概要ですが、推進方針につきましては、資料を1枚めくっていただいて、2枚目から3枚目につけております条例第5条に定める7つの項目ごとに具体的な取り組みをまとめております。具体的な取り組み自体がざっくりと説明させてもらいますと、手話言語の普及に関する施策、あと手話言語を用いた情報発信、手話通訳者など意思疎通支援者に対する施策、乳幼児期の聞こえない、聞こえにくいとわかった子どもさんに対する施策、教育機関における手話言語に関する施策、あとろう者の高齢化に対応するための施策、災害時の情報提供などに関する施策となっております。

今年度既に取り組みを始めた事業もございますが、特に情報発信等につきましてはきち

んとこつこつとやっていく必要があると思って、今後も広報等で手話言語について普及をする予定にしております。また、民間の団体でろうの方や聞こえにくい方と地域の方が交流できる拠点を整備したいという御意向がございますので、こういった活動が推進されるように、本市としてもできる限りの協力をしていきたいというふうに考えております。

次に、2番のパブリックコメントの実施結果についてですが、11月8日から12月20日までの期間に実施しましたパブリックコメントの結果、5人の方から、37件の御意見をいただきました。資料の4枚目以降につけておりますのが、その意見の概要と市の考え方、対応方針をまとめたものでございます。今回策定しました推進方針につきましては、実施状況について検証を行いまして、必要な見直しを適宜行っていくこととしております。説明は以上です。

**○安田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆様から質疑等ございますか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 条例策定から推進方針も入ったということで、非常に我々も期待しているところであります。委員会のほうでも予算のほうもさせていただいたりとか、その際のお話をちょっとさせていただきますと、非常に期待をされておられました。市として今後どういふふうに変わっていくんだらうというのを期待されておりました。それを踏まえて、方針の1のところでもあります拠点設置の促進ですとか、先ほどお話にありました学習の中での手話をどういふふうに取り入れていくのか、こういったところが方針もいよいよ定められてしていくということでしたので、今後具体的なところに落とし込んでいかれて、市として取り組んでいかれると思いますので、ぜひぜひこちらのほうはスピード感を持って対応していただければと思いますので、お願いいたします。ちなみに質問なんですが、現在のところで具体的な施策といいますか、こういうふうになっていくであろうというようなお考えはございますでしょうか。

**○安田委員長** 仲田課長。

**○仲田障がい者支援課長** 広報につきましては、ことしの広報6月号で条例の特集号を組みましたところ、結構反響が多かったということを手話サークルの方々からも聞いておりますので、定期的にこういった広報は続けていきたいなと思っておりますし、先ほども御説明しましたが、ろう者の方あるいは聞こえにくい方、また地域の健聴の方が集える場所というのが必要だと。これは御意見を伺った全ての団体の方がそういったことを言っておられましたので、その拠点ということの整備につきましては、一応来年度予算で何がしかのお手伝いができるように向かっていきたいと考えております。

**○安田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** わかりました。ちょっと一つ戻るんですけど、先ほど“つながる”福祉プランのほうでも、ユニバーサルデザインの考え方も明文化されております。今後手話言語であるということでも本市といたしまして進めていかれると思いますので、今おっしゃっていただいたようなところをしっかりと、繰り返しになりますが、要望させていただいて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

**○安田委員長** ほかに意見、質問。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** よなご動画チャンネルの活用についてのことでお伺いします。高専の生徒さんでしょうか、たくさん観光の関係とかでつくっていただいたところのこの動画チャンネルにつきましては、手話を画面のどこかに入れるとか、字幕を入れるとかということ、そういった市政情報の一環ではないかなというふうに考えるんですけど、そういったものの検討というのはどうかなと思うんですけど。

**○安田委員長** 仲田課長。

**○仲田障がい者支援課長** ありがとうございます。今、私どもが考えております動画チャンネルは、私どもから情報を発信するというものをつくらうというふうな考えでございましたけど、委員さんがおっしゃってくださったいろんなもの、他課がつくったものについても、そういった視点で字幕なりを入れていくというのは大変重要なことだと思っておりますので、秘書広報等と相談して、なるべくそういった対応をしていきたいと思っております。

**○安田委員長** いいですか、ほかには。

ないようですので、次、行きます。次に、令和元年10月1日現在の保育所入所待機児童数について、当局からの説明を求めます。

池口課長。

**○池口子育て支援課長** 令和元年10月1日現在の保育所入所待機児童数について御報告いたします。

本年度4月1日現在はゼロ人でしたが、10月1日現在ではゼロ歳児で56人の待機児童がいらっしゃいました。10月1日現在のゼロ歳の入所児童数は、この報告の裏面のほうに参考資料で上げておりますが、前年同時期よりも23人増加しております。しかし、待機児童数も7人増加することとなりました。これにつきましては、随時の入所申し込みの受け付け件数が増加していることなど、保育士不足によりゼロ歳の受け入れ児童数がニーズに応えられない状況になっているためと考えておまして、引き続き保育士確保のための施策を検討していきたいと考えております。

なお、令和2年4月1日からは、認定こども園、よなごまなびや園とあゆみ保育園ですが、こちらにおいてゼロ歳児の入所定員枠が6名分拡大となる見込みとなっております。説明は以上でございます。

**○安田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆様から何か質問等ございますか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** これは待機児童さんの報告ということで、過去3年間ですか、ゼロ歳というふうになっているんですが、これは理由についてはどのように分析しておられますでしょうか。ゼロ歳が待機がふえてきた理由については、先ほどの保育士についてというふうなお話もありましたが、どのように分析しておられますでしょうか。

**○安田委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** ゼロ歳、低年齢児さんの場合は、保育士の配置が1対3ということで、お預かりするためにはたくさんの保育士を配置する必要があります。そのことと、もともと定員数というのが余り大きくないということもございますけれども、施設の整備の規模としましては十分受け入れ数の、受け入れができるだけのものはございますけれども、実際に受け入れができていないということに関しては、保育士が足りないということ

が一番の理由だというふうに考えております。

○安田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ただ、こちらを見させていただきますと、先ほども御説明ありましたが、前年度比よりは入所児童数が23名ふえているということだと思います。受け皿もふえているのにどんだん待機児童さんがふえておられて、なかなか、しかも56名です。これはお仕事をされている保護者の方にとりまして、お仕事を続けるために、生活するためにも保育所入所をしてもらうのが必要、してもらおうとちょっとおかしいですけど、保育所に入所してもらわないと続けられないというようなところに、非常に難しいところで皆さん、入所希望を出しておられると思うんです。それに対しまして今後、保育士さんの確保についても検討しますとか、ほかのことも調査しますというようなお答えだったと思うんですが、過去3年間、施設がふえたにもかかわらず、実数が上がってきておりますので、こちらに関しましてはもう一度しっかり精査していただいて、本当に素早く御対応をいただきたいと思います。今までの状況からいたしまして、待機児童があるのでずっと年少児童さんがふえるように施設等も御準備されてきたと思うんですけど、そういった中でも実態は残念ながらこういった形で出ておりますので、そこに関しましては本当になるべく早く具体策を出していただいて、対応していただきたいと思います。56っていうのはちょっと多いと思います。以上です。

○安田委員長 いいですか。

渡辺委員。

○渡辺委員 一つちょっと表の見方で聞かせてください。今のゼロ歳児の待機児童が出ていて、奥岩さんの話でもふえたり減ったりあるんですけども、施設は受け入れできる数字は満杯なんですか。結局56っていうのは、要は、Aでは嫌だ、Aがあかなきゃとか、そういうのがあって、あいているんだけども行かない、行かせない保護者がいるとか、ちょっとそういうことがわかるか教えていただきたい。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 10月1日時点で、ゼロ歳児の受け入れ枠というのはゼロでございました。ただ、この保護者の方の中には特定の保育園に入所したいという希望をお持ちの方というのもいらっしゃるかと思いますけれども、残念ながらそういう園を選ばれなくても入所できる枠というのはなかったということで、56名の待機児童が発生しております。

○安田委員長 いいですか。

渡辺委員。

○渡辺委員 ということは、ゼロ歳は409ですよ、入っておられるのは。これが今の保育士さんの数での満杯ということなんですか。というのは、430のときもありますよね、29年、1年間。これは保育士さんの手当てができたんで21人ふえたというふうに見ればいいんですか、この表は、というのを教えてください。

○安田委員長 池口課長。

○池口子育て支援課長 いろいろな要因があるとは思いますが、まず1番の要因は、保育士の確保ができなかったと考えております。

○安田委員長 いいですか。

ほかには。

三嶋委員。

○**三嶋委員** ちょっと外れてたら済みませんが教えてください。今、奥岩委員のほうから具体策をという話が出たんですけれども、今いろいろ統廃合の議論ですとか進んでいるんですけど、例えば統廃合なんかが進むことによって、このゼロ歳の受け入れ数がふえるとか、そういった数的な影響というのは何か出てくるんでしょうか、それだけちょっと教えていただければと思います。

○**安田委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 新しい統合園を建設するに当たりましては、ゼロ歳児の受け入れの設備というのは、今後つくるようにしたいというふうに考えております。

○**安田委員長** 三嶋委員。

○**三嶋委員** そういたしますと、受け入れの数が実質はふえていくということですよ。はい、わかりました。そういったことも考えますと、やはり統廃合の議論、今やはり進めていく方向へと急いでここで動いていったらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○**安田委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** この56人のゼロ歳児の待機児童ということなんですけども、これは例えば公立の保育所とか福祉会とか、そういった区分けでの数というのは出てくるものなんですか。

○**安田委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 希望しておられる園ごとの数ということでよろしいでしょうか。

○**岡村委員** そうですね、はい。

○**池口子育て支援課長** それは、はい、数を出すことは可能でございます。

○**安田委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** それはどういったものかというのは今すぐさっと出るんですか。

○**安田委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 申しわけありません、少しお時間をいただかないと数を出すことは難しいと思っております。

○**安田委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** これをなぜ聞いたかというのは、そういったことによって何か保育士の不足によりということを書いてあるわけで、そこら辺はどういった状況なのかというところがやっぱり読み取れるんじゃないかと思ってお聞きしたんです。公立なのか、それとも福祉会なのか、それとはもっと違うのかということというのは、やっぱり分析していく上できっちりとしたものを出していただくということが必要だというふうに感じました。

○**安田委員長** いいですか、ほかには。

ないようですので、次に行きます。第2期米子市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施について、当局からの説明を求めます。

池口課長。

○**池口子育て支援課長** 第2期米子市子ども・子育て支援事業計画（素案）の市民意見公

募を実施いたしますので、御報告を申し上げます。

米子市では、地域における子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年3月、米子市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしまして、幼児期の教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みや子育て支援施策に係る目標や課題等を明確にし、目標達成に向けて取り組んできたところがございます。本計画は、5年を1期として確定することとされておりまして、今年度が最終年度となることから、米子市子ども・子育て会議におきまして、最新のデータや情勢及びニーズ調査をもとに審議・検証を行いまして、第2期米子市子ども・子育て支援事業計画（素案）を取りまとめたものでございます。重点目標といたしましては、現計画を引き継ぎますが、まず切れ目のない支援体制の構築・運用に子育て支援センターの充実を。それから、発達支援体制の強化の部分に乳児期から小・中学校、高校及び成人に至るまで、発達障がいを含め、障がいのある子どもたちへの切れ目のない支援体制の構築を新たな取り組みとして設定したものでございます。

2つ目に、子育て支援事業に係る量の見込みについてでございますが、令和2年度から令和6年度までの教育・保育及び地域における子育て支援事業の量の見込みと、それに対する確保方策を設定したところがございます。この素案のもとに、12月の19日から来年1月17日までの間、パブリックコメントを実施したいというふうに考えております。提出された意見につきましては、個別には回答しませんが、米子市の回答を取りまとめ、市ホームページとして公表することとしておりまして、このいただいた意見をもとに、子ども・子育て会議におきまして、この計画の内容について検討を行い、策定したものを3月にまた議会のほうに報告させていただきたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

**○安田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆様から質疑等ございますか。

安達委員。

**○安達委員** パブコメを実施します中で、重点目標を言われたんですが、子育て支援センターの充実と言われたんですが、今の時点でどんなことを考えて、例えば施設をふやすのか、内容を、ここを充実させたいと言われるのか、ちょっと今の段階でわかれば教えていただけますか。

**○安田委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 内容の充実についてはもちろんですけども、米子市の公立保育園の統廃合の計画の中で、子育て支援センターの増設というのを予定をしておりますので、そちらのほうを含めての充実ということでございます。

**○安田委員長** いいですか。

ほかには。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 発達支援体制の強化のところ、5歳児健診のことに触れておられると思います。こちらはスタートされて、今後、本年度・来年度検証をして、さらにブラッシュアップをされるとは考えるんですが、当委員会または本会議でこちらのほうはたびたび話題になっておりまして、5ページのほうですか、計画素案の5ページのほうに少し触れておられるんですけど、これが5歳児健診をした後、下から2番目の教育関係機関との連携・

調整により支援体制の強化とここに明文化してあるんですが、実際のところ教育委員会さんと小学校さんですか、そちらのほうとの連携に対してこういった形になりますでしょうか。

○**安田委員長** 松浦こども相談課長。

○**松浦こども相談課長** 奥岩委員さんの教育委員会との連携ということでございますけども、この切れ目ない支援体制ということで、こども未来局と、それから教育委員会のほうで連携した各種の事業をやっておりますけども、これにつきましては議会等でもお話ししております合同情報交換会もさることですし、それからこの保育施設、それから小学校との合わさった結局こういった切れ目ない支援体制に向けての会議をすることによって、さらに一層就学に向けて切れ目ない体制が熟成されるような形で努めているところでございます。これにつきましては、新年度に向けましても、特に5歳児健診の初年度、昨年度のお子さんが就学に向けて、ちょうどその差しかかわることになりますので、特に発達にかかわってさまざまな例えば課題があるお子さんとかにつきましては、この巡回の相談であったり、さまざまな相談事業において支援をしていくところでございます。以上です。

○**安田委員長** いいですか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 済みません、この計画の対象につきましてはおおむね18歳ということになると思います。一般質問の中でも言わせていただきましたけれども、切れ目ない支援をしていくための今回のパブリックコメントで18歳までのところ、それから今、奥岩委員がおっしゃった切れ目ない発達支援というところというのは、本当に重点として問われて、それに対する回答が出てくるかといいますと、いよいよこれからなんだろうと思いますけれども、これは、この計画の中でそこをフォローしていこうとされているのか、また新たな違った形で体制をつくっていこうとされているのか、もし今の段階で思いがお聞かせいただければお願いできますでしょうか。

○**安田委員長** 湯澤こども未来局長。

○**湯澤こども未来局長** 矢田貝委員さんおっしゃっていただきましたように、この子ども・子育ての支援事業計画といいますのは、おおむね18歳までを対象として計画しているものでございます。現在、ウエートというのがどうしても就学前ですとか、学校に行かれる期間のものが重点的に書かれてはおりますけれども、18歳まで、その後も継続する方もあると思いますけれども、そこまでがやっぱり切れ目ない支援には一連した流れだというふうに考えておりますので、今後はそういった年齢の方についても支援充実できる部分というのは、こういった重点目標の中にも掲げて計画を進めてまいりたいと考えております。

○**安田委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○**安田委員長** いいですか。

ほかにありますか。

では、ないようですので、以上で民生教育委員会を閉会をいたします。

**午後5時14分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 安 田 篤